

第1編 総則

第1章 基本的事項

第1項 計画の目的

広尾町では、過去に大きな地震や水害などの自然災害に見舞われ、被害がたびたび発生している。

こうした大規模災害により発生した災害廃棄物処理については、町民の健康被害や生活環境保全上の支障が生じないよう公衆衛生の確保を優先しながら応急・初期措置を講じるとともに、平常時とは異なる体制のもと長期的・継続的に対応しなければならない。

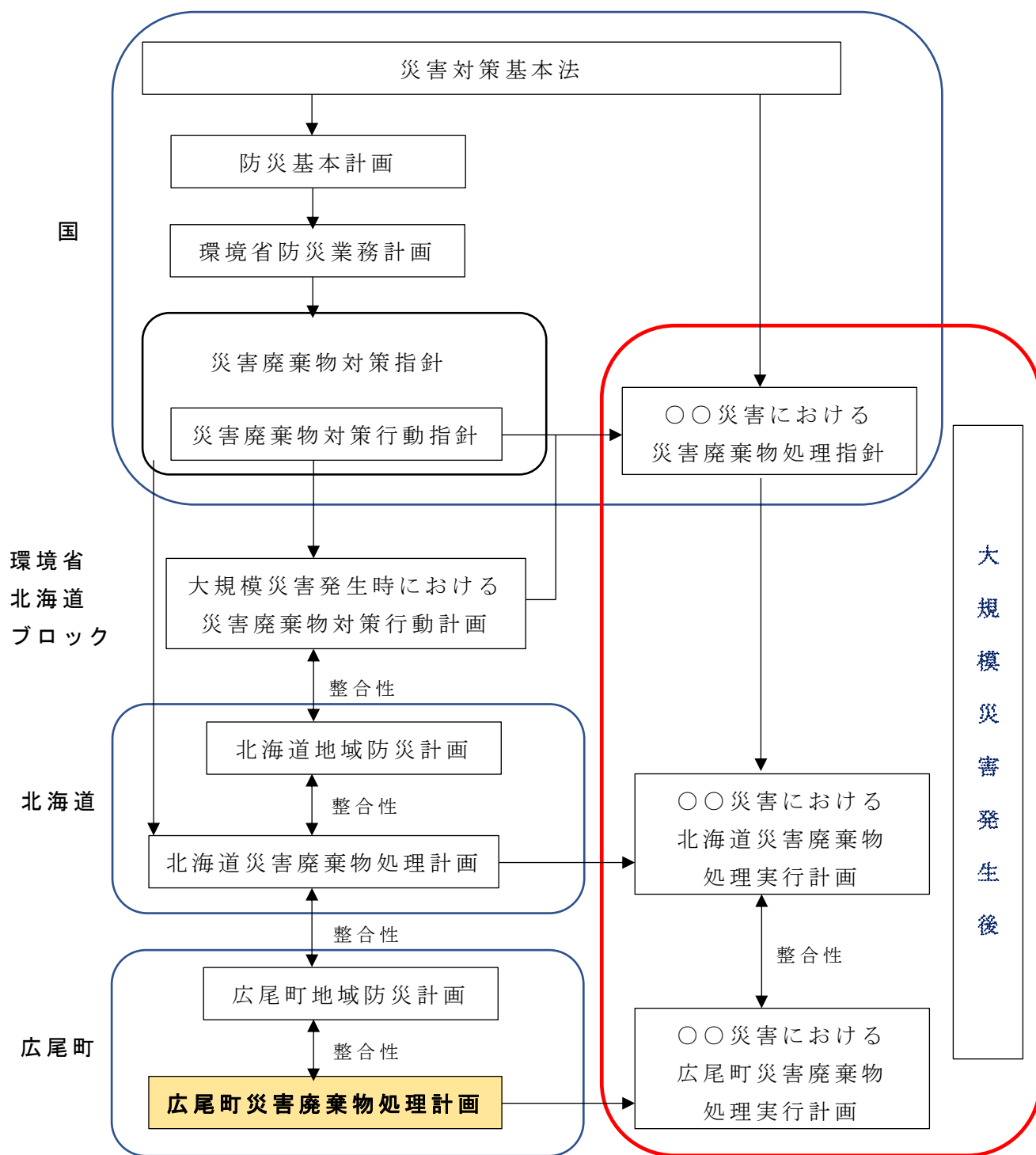
本計画は、今後発生が予測される自然災害（地震や水害、その他自然災害）において、災害後、災害規模や被災状況、災害廃棄物発生量などに対応した「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、適正かつ円滑・迅速に廃棄物を処理するために必要な事項を整理したものである。

第2項 計画の位置付け

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針（平成31年4月改訂版）」をもとに、「広尾町地域防災計画（令和元年9月改訂）」、「広尾町ごみ処理基本計画（平成30年6月）」、「北海道災害廃棄物処理計画（平成30年3月）」等の関連計画と整合を図りながら策定するものである。

なお、本計画は、国の指針や地域防災計画の改定等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

【災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図】



第3項 地域の特徴

(1) 地形

本町は、北海道の南東に位置する十勝の最南端で、東部は太平洋に面し、西南部は「北海道の背骨」と呼ばれる日高山脈を境界に、日高振興局管内のえりも・浦河の両町に、北部は紋別川を境として大樹町に接している。

地形の特徴としては、全面積の25%が平坦地で、太平洋から河川に沿って奥地に帯状に延び、75%は山岳地帯でありほとんどが森林で急傾斜地が多い地況である。

総面積は、596.54km²を有しており、その約80%が山林、10%が農用地、5%が原野、その他が5%となっており、山林の多くは国有林である。

十勝圏の中核都市帯広市からは約84kmの距離にある。

(2) 気候

太平洋に直接面しているため5月から7月にかけて濃霧が多く発生し、冬は乾燥寒冷、夏は湿潤冷涼であり、四季の変化が明瞭である。春は南西の風が多く、強風の時期があり、空気が乾燥する。夏は霧が多く、夏から秋にかけては雨量が多い。冬は低気圧による高潮の発生があり、積雪は年による変動が激しい。

(3) 人口

人口は、昭和40年の国勢調査における13,598人をピークに、その後減少傾向にある。総体的には若年者を中心とした生産年齢人口の大幅な減少に対し、高齢者率の増加が顕著であるなど、過疎地域が抱える典型的な課題に直面している。

(4) 道路の位置等

十勝の中核都市である帯広市へは国道236号線と336号線で結ばれ、日高圏へは日高山脈を貫通する236号線（通称：天馬街道）と海岸線を渡る336号線（通称：黄金道路）の2ルートで結ばれている。

また、十勝港と帯広市を結ぶ物流ルートとして期待される帯広・広尾間の高規格幹線道路も帯広側より整備が進められている。

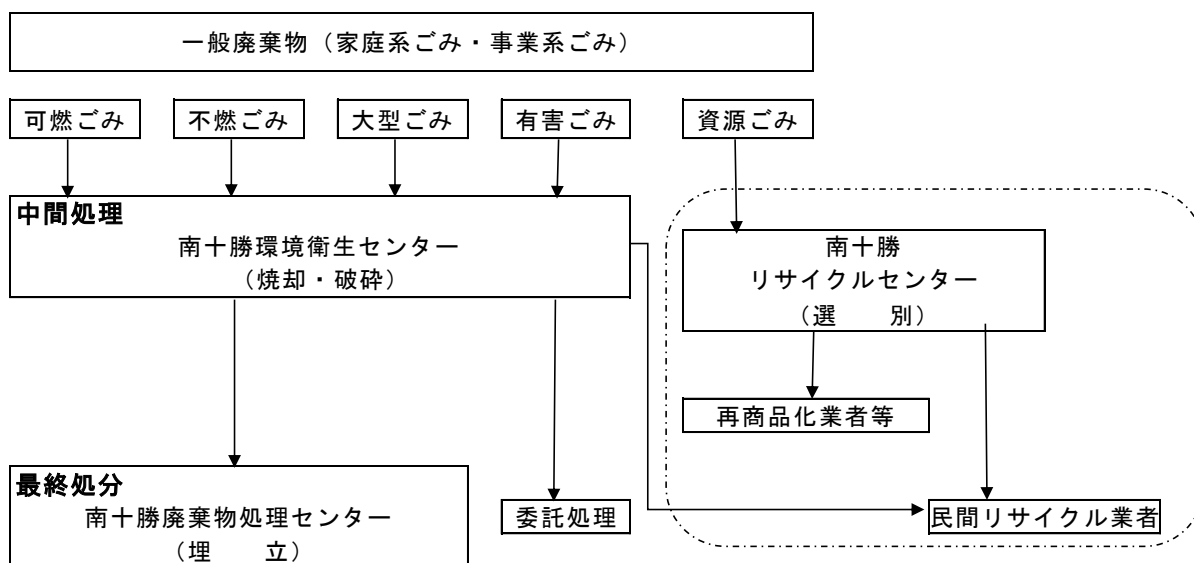
(5) 廃棄物処理施設

本町のごみ処理は、広尾町・大樹町・幕別町忠類地域の3町で構成する南十勝複合事務組合の「南十勝環境衛生センター」で中間処理をし、「南十勝廃棄物処理センター」で最終処分をしている。また、資源ごみの中間処理については「南十勝リサイクルセンター」で行っている。

(6) 平時のごみ処理状況

本町では、家庭から排出されるごみを【1】燃えるごみ【2】燃えないごみ【3】燃やせないごみ【4】大型ごみ【5】資源ごみ（①カン、②びん、③ペットボトル、④発泡スチロール、⑤ダンボール、⑥紙パック、⑦新聞紙・チラシ、⑧本・雑誌、⑨プラスチック製容器包装、⑩雑紙）の5種、15分別を基本として収集し、適正に処理を行っている。

ごみ処理フロー図



なお、家電リサイクル法の対象となるエアコン、冷蔵（冷凍）庫、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機の4品目及び廃タイヤ、廃消火器等は収集の対象としていない。

事業系ごみは、事業者責任において処理としており、事業者が南十勝環境衛生センターへ搬入するか、あるいは町が収集・運搬を許可している業者に委託して、処理を行っている。

中間処理は、本町及び大樹町、幕別町忠類地区のごみを南十勝複合事務組合で共同処理を行っている。

収集されたごみは、南十勝環境衛生センターに搬入され、可燃ごみはごみ焼却処理施設にて焼却処理、不燃ごみ及び大型ごみは破砕処理施設にて破砕・選別処理し、資源化・減容化されている。

資源物は、南十勝リサイクルセンターに運び込まれ、中間処理を行っている。

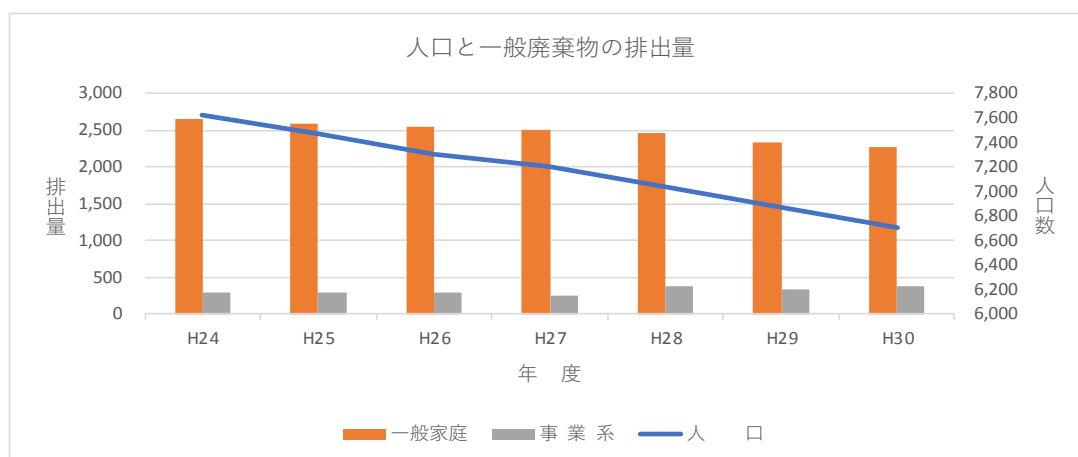
ごみの最終処分は、南十勝廃棄物処理センターで埋め立て処分を行っている。

なお、可燃ごみについては、十勝圏複合事務組合が令和9年度より稼働を予定しているごみの中間処理施設での共同処理を行う予定である。

広尾町のごみ排出量の推移は下記のとおり平成30年度の排出量は2,666トンとなっている。

し尿等の処理については、十勝圏複合事務組合で共同処理しており、処理施設は、平成30年度より中島処理場廃止に伴い十勝川流域下水道浄化センターで下水と合わせて処理している。

【ごみ処理量の推移】



	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口	人	7,621	7,473	7,306	7,205	7,032	6,875	6,705

排出量	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般家庭	t	2,648	2,583	2,551	2,497	2,460	2,338	2,280
事業系	t	297	295	291	260	379	333	386
合計		2,945	2,878	2,842	2,757	2,839	2,671	2,666

第4項 想定される災害

近年、災害廃棄物が発生する自然災害として津波と地震が挙げられる。本計画では「広尾町地域防災計画」（平成27年3月策定）で想定される自然災害とする。

また、平成24年6月28日には、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、新たな津波浸水予測を公表している。（表4）

（表1）【500年間隔地震】

沿岸最大水位 (m)	建物被害（棟）				人的被害（人）			
	全壊	半壊	床上	床下	死者		重傷者	
					夏	冬	夏	冬
13.4	153	19	0	2	17	21	42	36

（表2）【十勝沖・釧路沖地震】

沿岸最大水位 (m)	建物被害（棟）				人的被害（人）			
	全壊	半壊	床上	床下	死者		重傷者	
					夏	冬	夏	冬
4.1	37	69	12	10	21	30	33	29

(表 3) 【三陸沖北部地震】

沿岸最大水位 (m)	建物被害 (棟)				人的被害 (人)			
	全壊	半壊	床上	床下	死者		重傷者	
					夏	冬	夏	冬
3.5	7	4	7	38	2	2	55	43

(表 4) 【北海道に津波被害をもたらす新たな想定地震】

沿岸最大水位 (m)	建物被害 (棟)				人的被害 (人)			
	全壊	半壊	床上	床下	死者		重傷者	
					夏	冬	夏	冬
29.4	-	-	-	-	-	-	-	-

第5項 災害時に発生する廃棄物

災害時には通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。

本計画では環境省の「災害廃棄物対策指針（平成30年3月改正版）」に基づき、次に示す災害廃棄物を対象にする。

種 類	主 な 廃 棄 物
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

災害廃棄物：住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。災害廃棄物は以下の a～m で構成される。

【災害廃棄物の種類】

種 類	主 な 廃 棄 物
a 可燃物/ 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
b 木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
c 畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
d 不燃物/ 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
e コンクリート がら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど

f 金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
g 廃家電 (4品目)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
h 小型家電/ その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
i 腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
j 有害廃棄物/ 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
k 廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
l 堆積土砂等	河川の氾濫等により流出した土砂等については、有害物質を含む土砂と含まない土砂(汚泥)に分別する。
m その他、適正 処理が困難な廃 棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、石こうボードなど

- * 上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。
- * 災害廃棄物の処理・処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であるが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿(仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く)は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

第 6 項 処理主体

災害廃棄物を含む一般廃棄物については、市町村が処理責任を有しており、地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や最終処分場を最大限活用し、極力、自区域内において災害廃棄物処理に努める。その際、必要に応じて近隣市町村、北海道、国、民間事業者等に支援を要請する。

また、甚大な被害により行政機能の喪失や災害廃棄物の処理が長期間に及ぶなど、広尾町自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な状況と判断される場合で、広尾町から北海道に地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、災害廃棄物の処理に関する事務を委託した場合は、北海道が災害廃棄物処理実行計画を作成し、広尾町に代わって災害廃棄物処理を行う。

なお、災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等（被災した事業所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木等）については、原則として事業者責任で処理する。

第 7 項 処理の基本方針

（ 1 ） 処理期間

大規模災害の場合であっても、可能な限り 3 年以内に処理を完了するよう努める。ただし、復旧・復興計画と整合を図りながら、被災状況に応じて柔軟に目標期間を設定する。

（ 2 ） 再資源化・減量化

発災現場や仮置場での分別を徹底し、可能な限り再資源化を図り廃棄物の減量化に努める。また、河川の氾濫等により流出した土砂等についても、可能な限り再利用できるよう努める。

（ 3 ） 既存施設の活用

平時に利用している廃棄物処理施設を最大限活用する。被災状況等に応じて、産業廃棄物施設の活用、他の自治体との連携、仮設処理施設の設置等により処理を行う。

(4) 公衆衛生の確保

廃棄物処理の遅延等により、町民等に健康被害や生活環境保全上の支障が生じることのないよう、公衆衛生の確保に努めるため防疫対策等を行う。

(5) 安全性の確保

廃棄物の処理業務においては、安全性を十分考慮した作業内容とするとともに、有害廃棄物の処理等についても十分注意を図り、二次災害の発生を未然に防ぐよう努める。

第2章 組織体制・指揮命令系統

第1項 災害対策本部

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、町長は広尾町地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

広尾町地域防災計画では、災害対策本部に置かれる部・班の業務分担が定められており、厚生対策部衛生班は、以下の所掌事務を行うこととされている。

また、災害廃棄物処理については広尾町地域防災計画に定める防災組織の所掌事務に基づき、厚生対策部衛生班が担当し、関係部・班との連携を取りながら処理業務を行う。

なお、厚生対策部衛生班の人員が不足する場合などは、庁内の支援体制を構築するほか、災害規模、被災状況等により、北海道や国への支援を要請する。

【厚生対策部衛生班の災害廃棄物処理に係る所掌事務】

- 1 被災地の防疫業務の実施に関すること。
- 2 被災地の環境衛生保持に関すること。
- 3 死亡者の収容及び安置に関すること。

災害対策本部

1 組織

本部長：町長

副本部長：副町長、教育長

※副本部長よりとちろ広域消防事務組合（広尾消防署・消防団）へ連絡調整

本部員：各対策部長

対策部名	部長	副部長	班名（班長）	班員
総務対策部	企画課長	総務課長	総務班 （企画防災係長）	企画課職員 総務課職員
厚生対策部	保健福祉課長	住民課長 会計管理 議会事務局 老人ホーム 特養ホーム ひろお保育園 健康管理センター 子育て支援室	厚生班 （福祉係長） 避難対策班 （課税係長） 衛生班 （環境生活係長） 保健班 （保健推進係長）	保健福祉課職員 住民課職員 出納室職員 議会事務局職員 老人ホーム職員 特養ホーム職員
産業対策部	農林課長	水産商工観光課長 農業委員会事務局	農林班 （農政林務係長） 水産班 （水産係長） 商工班 （商工観光係長）	農林課職員 農業委員会職員 水産商工観光課職員
施設対策部	建設水道課長	港湾課長	土木班 （土木係長） 建築班 （建築公住係長） 上下水道班 （上下水道施設係長） 港湾班 （管理係長）	建設水道課職員 港湾課職員
文教対策部	管理課長	社会教育課長	文教施設班 （総務係長） 学校教育班 （学校教育係長） 社会教育班 （社会教育係長）	管理課職員 社会教育課職員
医療対策部	院長	副院長 院務 医師 看護師	医療班 （総務係長）	国保病院職員

※ 上記以外の各課（出先機関）の課長補佐職は、関係対策部長（副部長）を補佐する。

第3章 情報収集・連絡

第1項 災害廃棄物担当組織における情報収集・記録

災害廃棄物担当組織は、廃棄物処理に係る情報収集を行い、関係部局と連携しながら情報の一元化を図るとともに、発災直後から情報の記録を行う。

【発災後に情報収集が必要な事項】

目的	内容
災害廃棄物発生量の把握	建物の被害状況（全壊・半壊・浸水棟数等）
	水害の浸水面積
避難所ごみ、し尿発生量の把握	避難所の設置数、避難人数
災害廃棄物処理体制の構築	ライフラインの被災状況（電気・ガス・水道・下水道）
	道路情報
	一般廃棄物処理施設の被害状況
	一般廃棄物収集体制（し尿・堆積土砂含む）の被害状況
	適正処理困難廃棄物の発生状況
災害廃棄物処理の進捗管理	運搬車両、仮設トイレ等の充足状況
	仮置場整備状況
	災害廃棄物の処理状況

第2項 道や関係機関との相互連絡

災害廃棄物に係る情報は、必要に応じて道や関係機関と共有するとともに、被災状況に応じて支援要請等を行う。

また、広尾町地域防災計画に定める情報収集・伝達体制整備計画との整合性を図ることとする。

第3項 住民への広報・啓発

災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、住民の理解を得ることが重要である。このため、平時から災害時の廃棄物の分別や便乗ごみの排出禁止等に関する啓発等を継続的に行う。

発災後は、ホームページ、チラシ、貼り紙、広報誌等を利用し、災害時の廃棄物処理等に関する情報を、適時適切に分かりやすく住民に提供する。また、避難所を開設した場合には、避難者に配慮した情報提供を行うよう努める。

【発災後に広報する主な情報】

項目	内容
通常のごみ収集	変更状況
災害廃棄物の発生状況	災害廃棄物の種類と発生量
被災住民の災害ごみ処理方法	集積場所、分別方法、収集期間
一次・二次仮置場の設置状況	場所、設置予定期間、搬入方法、処理の概要
災害廃棄物処理の進捗状況	発生状況に対する進捗と今後の工程
問合せ窓口	災害廃棄物を含む一般廃棄物に関する問合せ窓口
思い出の品等	保管・引き渡しに関する情報

第4章 協力・支援体制

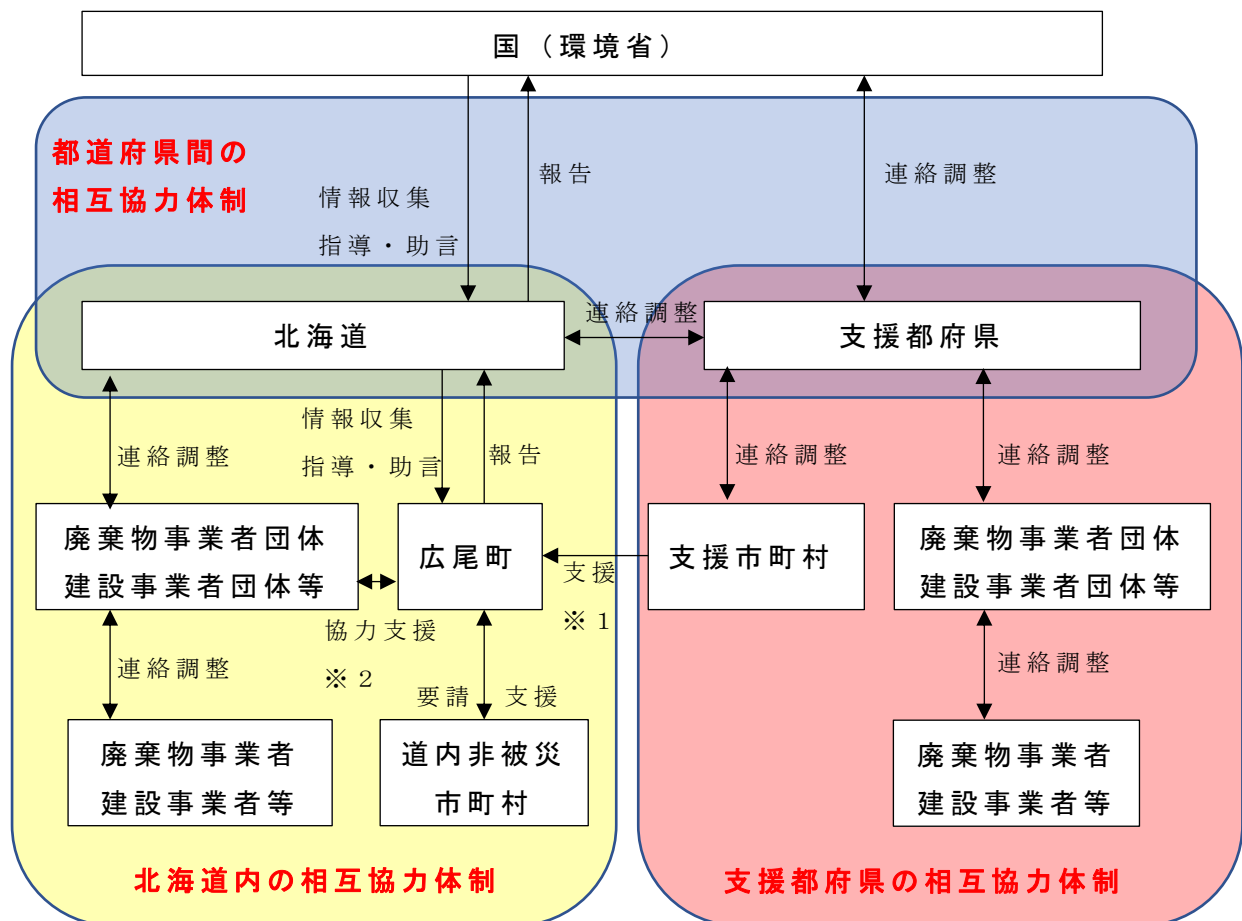
第1項 災害廃棄物処理に係る協力・支援体制

災害時は、被災状況に応じて道内市町村、民間事業者団体などに支援を要請し、必要な体制を構築する。協力・支援体制は、被災市町村内、振興局管内、北海道内、国（全国）の順に広域的に連携することを基本とする。

また、円滑に受援できるような体制についても平時から検討を進める。

なお、環境省は、発災後の支援や平時の災害対応力の向上等を行うD. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）を運営していることから、必要に応じて活用する。

【災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制のイメージ】



※1 政令指定都市間や姉妹都市関係にある市町村間では直接協力・支援が行われる場合がある。

※2 協定に基づき直接協力・支援が行われる場合がある。また、廃掃法上の政令市と廃棄物事業者団体は北海道を通さずに連絡調整する場合がある。

第2項 他市町村及び関係団体等との協力・連携

広尾町と関係団体等との防災協定を次のように示す。

災害時に災害廃棄物の処理等において協力が可能な場合、協定に基づき協力を要請する。また、平常時から北海道に対し、他市町村との相互連携支援や協定締結等の可能性について情報提供・仲介等の支援を要請し、新たな協力体制の構築や協定締結に努める。

なお、協定を締結していない他市町村からの支援が必要な場合は、北海道を通じて協力を要請する。

民間事業者においては、広尾町地域防災計画に示している民間事業者との協力・連携を強化するとともに、新たな協定締結に向けた情報収集を図る。また、公益社団法人北海道産業廃棄物協会に対し、必要に応じて同協会との協定締結先である北海道に要請し、災害廃棄物の処理等の支援を受けるものとする。

なお、非常災害時の応急措置として、公益財団法人北海道産業廃棄物協会に加盟する産業廃棄物処理施設設置者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項の規定により、産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理する場合の届け出は事後で良いこととされている。

【広尾町防災協定一覧】

締 結 先	内 容
十勝医師会	医療救護活動
広尾建設業協会	災害時における被害拡大の防止、被害施設の早期復旧
北海道コカ・コーラボトリング(株)	災害対応型自動販売機による協働事業
高堂建設(株)	災害時における被害拡大の防止と被害施設の早期復旧
北海道エルピーガス災害対策協議会	災害時の応急・復旧活動への支援
全国霊柩自動車協会	災害時における遺体の搬送、搬送機材等の提供
芽室町	災害時における相互応援
帯広地方石油協同組合	災害時における石油類燃料の供給等
広尾町社会福祉協議会	災害時における福祉避難所の設置運営
広尾町農業協同組合	災害時における石油燃料類の供給等
広尾町商工会	災害時における避難所施設利用
広尾高等学校	災害時における避難所施設利用
(株)ナガワ	災害時におけるレンタル機材の提供
(株)共成レンテム	災害時におけるレンタル機材の提供
北海道電気保安協会	災害時における電気使用設備の安全点検・検査の実施
十勝地区トラック協会	災害時における物資輸送業務
広尾町内郵便局	災害時における相互協力
北海道コカ・コーラボトリング(株)、 帯広開発建設部	豊似防災ステーションにおける協働事業
(株)セブン-イレブン・ジャパン	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開
南十勝生コンクリート協同組合	災害時における必要な揚水筒の供給
キャリアオ技研株式会社	環境保全、人材育成及び地域振興による相互連携

第3項 北海道の協力・支援

災害時は、被災状況により北海道を通じて他市町村や事業者団体、国（全国）に支援を要請する。また、必要に応じて災害廃棄物の収集運搬・処理における技術的助言等を求めるほか、事務の委託（地方自治法第252条の14）、事務の代替執行（地方自治法第252条の16の2）の依頼、職員の出遣（地方自治法第252条の17）の依頼を行う。

第4項 自衛隊・警察・消防との連携

自衛隊、警察、消防は、発災後初期は人命救助を最優先とすることから、その活動を第一とした上で、可能な範囲で協力を依頼する。発災初期は、災害対策本部で情報を一元化し、災害対応の枠組みの中で調整を図る。

【自衛隊、警察、消防との連携事項】

連携先	連携事項
自衛隊	・道路啓開時の災害廃棄物の取扱い
消防	・道路啓開時の災害廃棄物の取扱い ・仮置場での火災
警察	・道路啓開時の災害廃棄物の取扱い ・仮置場での盗難、不法投棄 ・貴重品や有価物等の取扱い

第5項 災害廃棄物処理に係る国の財政的支援

大規模災害に伴い発生する災害廃棄物の処理に要する費用は莫大なものとなり、町の財政能力を超えるものとなる。このため、国（環境省）は「災害等廃棄物処理事業」として市町村に対する財政上（災害廃棄物処理事業費補助金）の支援を行うことにより、早期の復旧・復興を図ることとしている。

広尾町としては、国や北海道と密接に連絡をとり、事務支障のないよう対応する。

第6項 職員への教育訓練・町民への事前啓発

災害時には、柔軟な発想と決断力を有する人材が求められる。このため、平常時から災害マネジメント能力の維持・向上を図るため、芽室町における防災訓練などを活用して、組織や連絡体制の確認・強化を行う。また、国や北海道で開催する研修などに参加し、災害対応に係る知識等を習得するとともに関係機関等のネットワークづくりに努める。

町民に対しては、地域防災訓練等を通じ、災害廃棄物の適正な分別排出や、自宅等で使われていない所有物の平時の適正処理等に係る啓発を行う。

第2編 一般廃棄物処理施設等

第1章 一般廃棄物処理施設

第1項 一般廃棄物処理施設の設置状況

広尾町は、南十勝複合事務組合の構成自治体として、当該組合が運営する次の一般廃棄物処理施設において共同処理を行っている。

なお、燃えるごみの共同処理については、令和9年度より十勝圏複合事務組合が運営する新施設（くりりんセンター）において共同処理する。

災害時に発生する生活ごみ、避難所ごみ、し尿、片付けごみについては、平時と同様、一般廃棄物としてこれらの施設で可能な限り処理を行う。また、その他の災害廃棄物についてもできる限り既存施設を活用する。

南十勝複合事務組合の処理体制

処理区分	<ul style="list-style-type: none">・燃えるごみ・燃えないごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・資源ごみ・有害危険ごみ
------	---

施設の概要

焼却施設 破砕施設	南十勝環境衛生センター 所在地：広尾郡広尾町字紋別760番地の3 処理能力：（焼却）14t／8h ×2炉 （破砕）10t／5h 供用開始：平成5年12月
------------------	--

資源化施設	<p>南十勝リサイクルセンター</p> <p>所在地：広尾郡広尾町字紋別 7 6 0 番地の 3 受入対象物：容器包装廃棄物 （ビン・ペットボトル・その他プラ等） 供用開始：平成 1 0 年 4 月</p>
--------------	---

最終処分場	<p>南十勝廃棄物処理センター</p> <p>所在地：広尾郡大樹町字萌和 3 9 4 番地 2 埋立面積：1 1, 0 0 0 m² 埋立容量：1 0 1, 9 6 0 m³ 供用開始：昭和 6 2 年 4 月</p>
--------------	---

【し尿及び浄化槽汚泥受入施設】

し尿及び 浄化槽汚泥 受入施設	<p>十勝川流域下水道浄化センター 浄化槽汚泥等受入施設</p> <p>所在地：帯広市西 1 8 条北 3 丁目 処理能力：130kl／日 建築面積：受入棟 325 m²、前処理棟 547 m² 供用開始：平成 3 0 年 4 月 1 日</p>
--------------------------------	---

第 2 項 一般廃棄物処理施設における災害対策

災害廃棄物の受入想定、耐震性向上、浸水対策及び、災害廃棄物のストックヤード（仮置場）などについて、今後検討する。

第3編 災害廃棄物対策

第1章 災害発生前・発生直後に行う業務

大規模災害発生時には、全ての業務を同時に対応していくことは困難であることが想定されるため、災害廃棄物処理についても、業務内容の優先度を適切に判断しながら実施する。

【災害発生前から災害発生後にかけて行う業務】

実施する業務	災害発生前から災害発生後にかけて行う業務開始の目安				
	事前に実施	早急に実施	6時間以内	72時間以内	2週間以内
一次仮置き場の選定・調整	一次仮置き場の選定・調整				
情報収集及び記録		情報収集及び記録			
協力体制の構築		協力体制の構築			
住民への周知		住民への周知	住民への周知	住民への周知	住民への周知
し尿収集・処理			仮設トイレ設置（避難所）	し尿収集開始	
ごみの運搬方法			収集・運搬方法の決定		
ごみの収集・処理			分別・排出方法の広報	収集・運搬の開始	収集・運搬の継続実施（常時）
一次仮置き場の設置・運営管理			仮置場の開設（迅速に）	仮置場の開設（迅速に）	仮置場の運営・管理（常時）
堆積土砂の排除・運搬			堆積土砂の排除・運搬	堆積土砂の排除・運搬	
被災地の消毒				被災地の消毒作業	被災地の消毒作業

【災害発生前から災害発生後に行う業務と留意事項】

業務内容	優先的事項	留意事項
一次仮置場の選定・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・町有地及び民地における一次仮置場候補地の選定・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・民地については、所有者との調整を行う。 ・仮設住宅等の建設予定地等との調整のため、関係部署との調整が必要。
情報収集及び記録	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否及び参集状況の確認 ・廃棄物収集運搬車両・機材の被災状況の確認 ・廃棄物処理施設等(上水道施設、下水処理施設、し尿処理施設等を含む)の被災状況の確認 ・ごみ収集運搬業者、し尿収集運搬業者、廃棄物処理業者等の被災状況の確認 ・町内のインフラ(道路・橋梁等を含む)の被災状況の確認 ・被災状況と今後想定される内容の確認(災害対策本部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の通信手段を用いる(携帯電話がつながりにくい)。 ・情報の発信源を記録する(断片的情報が多くなる)。 ・被災した建物や廃棄物処理施設、災害廃棄物の状況などの写真は、発災直後から多くの画角、倍率で撮影する(災害補助申請に必要)。
協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・十勝総合振興局との情報共有 ・行動手段(災害廃棄物処理計画)の確認 ・災害廃棄物処理に係る協定内容の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、団体等との綿密な連絡を取る(災害発生直後は、被害規模や廃棄物発生量が不明)。
住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生直後の広報(便乗投棄等の不適正処理防止、分別徹底) ・効果的な手法で迅速に情報収集(特に水害時には、水が引くとすぐに一斉に廃棄物が排出される) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの電話問合せ等が集中し、仮置場の管理等が滞らないよう、他部署への応援依頼や臨時職員の雇用による対応、相談窓口の早期開設について検討する。
し尿の収集・運搬(避難所・一般家庭)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの設置の有無(避難所)及び簡易トイレ等の配布の有無の確認 ・避難所、一般家庭からの収集運搬ルートの確認 ・速やかな収集開始(公衆衛生確保) 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道、し尿処理施設の被災状況等により、仮設トイレ等の必要数が異なる(収集運搬体制に影響)。 ・収集車両が不足する場合やし尿処理施設が被災した場合は、北海道への支援要請、協定団体等との調整を図り、広域的処理を検討する。

業務内容	優先的事項	留意事項
災害廃棄物運搬方法の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・人員、車両（重機を含む）の手配（発生量によっては平常時の収集運搬体制では対応困難） ・車両が不足する場合には、北海道への支援要請（他市町村への協力依頼）、民間事業者への協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・パッカー車では、混合ごみとなる恐れがあり、性状に応じてトラックやダンプ車を準備する必要がある。 ・廃棄物処理業者等への委託が必要。 ・住民が直接、ごみを仮置場へ搬入する場合、分別の徹底や交通事故防止の対応のための人員配置が必要。
ごみの収集・処理（避難所・一般家庭）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後速やかに、ごみの分別区分・排出方法を広報し、生活ごみと被災家屋等の片づけごみの混合を抑制 ・運搬可能ルートを確認後、速やかに避難所や一般家庭のごみ収集を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集車両が不足する場合や、中間処理施設（焼却施設）が被災した場合は、北海道への支援要請（他市町村への協力依頼）、協定団体等との調整を図り、広域的処理を検討する。 ・収集車両に必要な燃料を確保する。
仮置場の開設、運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物発生量の推計値に基づき必要面積を算出 ・被災状況等を確認の上、事前候補地の中から決定 ・管理員・作業員の配置（民間事業者への委託についても検討） ・必要に応じて交通整理員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置前に遮水シートや鉄板の敷設等の必要性を検討（土壌対策汚染法）。 ・火災防止（積上げ高さ5m以内）、環境対策、衛生面に配慮の上、維持管理を実施。

【仮置場候補地】

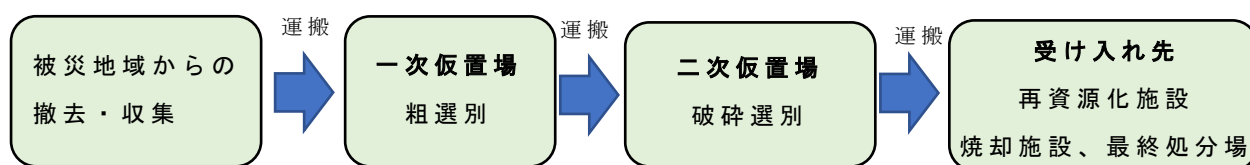
候補地名称	所在地	面積 (㎡)
旧音調津小中学校グラウンド	音調津	4,800
旧広尾保育所園庭	西1条5丁目2	1,800
旧丸山保育所園庭	公園通南4丁目5-1	1,240
旧ひろお幼稚園園庭	公園通南4丁目10-1	3,140
旧広尾小学校グラウンド	西4条10丁目2	8,700
旧病院・旧老人ホーム跡地	丸山通南3丁目2	24,000
コミュニティグリーンパーク	白樺通南1丁目1-1	40,000
旧職業訓練校跡地	公園通北2丁目52	2,925
大漁団地公営住宅跡地	並木通東3丁目88-2	1,968
入舟公園	会所前3丁目	1,011
丸山公園	茂寄	4,500
桜が丘公園	丸山通南6丁目	2,919
つつじが丘公園	丸山通北6丁目	1,225
錦町公園	錦通南2丁目	1,000
オソウシ牧場	オソウシ	2,946,000

第2章 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物は、被災現場から一次仮置場に搬入して粗選別を行った後、二次仮置場で受入先の品質に合わせて破碎選別等の中間処理を行い、その後、再資源化、焼却処理、最終処分等を行う。

仮置場は、道路啓開や水害時など一度に大量に災害廃棄物が発生する場合に、仮置きと分別のために災害廃棄物の発生量や種類等を勘案して設置する（仮置場を使用せず、直接受入先に運ぶ場合、一次仮置場のみの場合、一次仮置場と二次仮置場を兼ねる場合等がある）。

【災害廃棄物処理の流れ】



第3章 災害廃棄物発生量の推計

第1項 災害廃棄物発生量等の推計を行う災害

本計画において想定する災害のうち、災害廃棄物発生量等の推計を行う災害は、広尾町地域防災計画で想定する地震のうち、最も大きな被害をもたらす災害として「500年間隔地震」を検討対象とする。

【500年間隔地震】

沿岸最大水位 (m)	建物被害(棟)				人的被害(人)			
	全壊	半壊	床上	床下	死者		重傷者	
					夏	冬	夏	冬
13.4	153	19	0	2	17	21	42	36

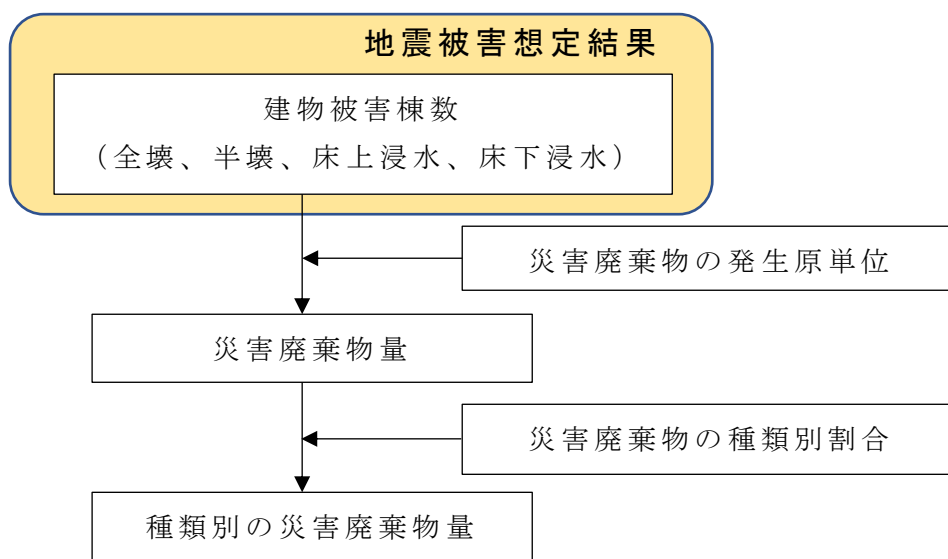
第2項 災害廃棄物発生量

(1) 推計方法

地震による災害廃棄物発生量は、災害廃棄物対策指針にもとづき、建物被害棟数に1棟当たりの発生原単位を掛け合わせるにより算出する。さらに、災害廃棄物の種類別割合を掛け合わせるにより、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属、柱角材の発生量を推計する。

$$\text{※災害廃棄物発生量(トン)} = \text{建物被害棟数} \times \text{原単位(トン/棟)} \times \text{種類別割合(\%)}$$

【災害廃棄物量に関する算出の流れ】



【災害廃棄物量の発生原単位】

	発生原単位
全壊	117 トン／棟
半壊	23 トン／棟
床上浸水	4.6 トン／世帯
床下浸水	0.62 トン／世帯

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-2】P9

(平成 26 年 3 月作成・平成 31 年 4 月 1 日改定)

【災害廃棄物量の種類別割合】

	種類別割合
可燃物	16%
不燃物	30%
コンクリートがら	43%
金属くず	3%
柱角材	4%
その他	4%

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-2】P16

(平成 26 年 3 月作成・平成 31 年 4 月 1 日改定)

東日本大震災における災害廃棄物の組成

(2) 推計結果

災害廃棄物発生量の推計に当たり「500年間隔地震」を検討対象とし、災害廃棄物発生量を整理した。建物被害棟数は次のとおりである。この建物被害棟数をもとに、発生原単位及び種類別割合を用いて推計した災害廃棄物発生量は下記のとおりである。

建物被害（棟）			
全壊	半壊	床上	床下
153	19	0	2

【災害廃棄物量の種類別発生量】

	災害廃棄物発生量(t)						
	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属 くず	柱角材	その他	合計
500年間隔地震	2,934	5,502	7,886	550	734	734	18,340

第3項 災害廃棄物処理可能量

1 焼却施設

(1) 推計方法

① 災害廃棄物対策指針による方法

現状の稼働（運転）状況に対する負荷を考慮し、条件に応じて試算対象から施設を除外した上で、安全側となる低位シナリオから、災害廃棄物等の処理を最大限行うと想定した高位シナリオ、また、その中間となる中位シナリオの3段階を設定し、年間処理量に分担率を掛け合わせるにより算出するものである。

【一般廃棄物焼却施設の処理可能量の試算条件（災害廃棄物対策指針）】

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
① 稼働年数	20年超の施設を除外	30年超の施設を除外	制約なし
② 処理能力（公称能力）	100t/日未満の施設を除外	50t/日未満の施設を除外	30t/日未満の施設を除外
③ 処理能力（公称能力）に対する余裕分の割合	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし※
④ 年間処理量の実績に対する分担率	最大で5%	最大で10%	最大で20%

※処理能力に対する余裕分がゼロの場合は受入れ対象から外す。

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-4】P4表6

（平成26年3月作成・平成31年4月1日改定）

② 施設の稼働状況を反映させる方法

最大限稼働させた場合の年間処理能力から平常時の年間処理実績量を差し引くことにより算出する。年間処理能力は、施設の稼働状況に合わせて設定することから、平常時における余力を反映することが出来る。焼却施設（南十勝衛生センター）の処理可能量は、施設の処理能力等をもとに次に示す方法で推計する。

【一般廃棄物焼却施設の処理可能量の試算条件（公称能力最大）】

処理可能量（t）	年間処理能力（t／年）－年間処理量（t／年度） ※大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量（t／3年）についても算出する。ただし、事前調査等を考慮し実稼働期間は2.7年とする。
年間処理能力	年間最大稼働日数（日／年）×処理能力（t／日）
年間最大稼働日数	236日

（2）推計結果

焼却施設の処理可能量の算出結果は次のとおりである。

南十勝環境衛生センターについては1日当たりの処理能力が30t未満のため、災害廃棄物対策指針によるシナリオを除外し、施設の稼働状況を反映させる方法により推計した。

施設名称	処理能力 （t／日）	年間処理量 （実績） （t／年度）	年間処理能力 （t／年）	年間処理能力－実績 （t／年）	処理可能量 （t／2.7年）
南十勝環境衛生センター	28	3,796	6,608	2,812	7,592

2 最終処分場

(1) 推計方法

最終処分場（南十勝廃棄物処理センター）の処理可能量は、施設の残余容量等をもとに次に示す方法で推計する。

①災害廃棄物対策指針による方法

低位シナリオ、中位シナリオ、高位シナリオの3段階を設定し、年間埋立処分量に分担率を掛け合わせるにより算出する。

【一般廃棄物最終処分場の処理可能量試算のシナリオの設定】

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①残余年数	10年未満の施設を除外		
②年間埋立処分量の実績に対する分担率	最大で10%	最大で20%	最大で40%

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-4】P5

（平成26年3月作成・平成31年4月1日改定）

②施設の稼働状況を反映する方法

最終処分の残余容量から年間埋立処分実績量の10年分を掛け合わせたものを差し引き、発生原単位を掛け合わせて推計する。

【一般廃棄物最終処分場の処理可能量の試算条件

（残余容量-10年分埋立量）】

処分可能量	<p>残余容量(m³) - 年間埋立処分量(実績・m³/年度) × 10年</p> <p>※ 災害が直ちに発生するとは限らないことから、10年間の生活ごみ埋立量を残余容量から差引いた値とする。</p>
-------	--

【(参考) 南十勝廃棄物処理センター残余容量】

埋立可能容量 (m ³)	埋立量 (~H30/m ³)	残余容量 (m ³)	残余率 (%)
101,960	66,536	35,424	34.7

【(参考) 南十勝廃棄物処理センターの実績及び想定埋立量】

	H26	H27	H28	H29	H30	R1~R10
埋立量(t)	1,207	1,208	1,218	1,095	1,055	12,180
埋立容量(m ³)	1,059	1,124	1,092	1,042	931	11,240

※H26~30については実績値を用い、R1以降は、H26~30の最大値を用いて算出した。

(2) 推計結果

最終処分場の処理可能量は、災害廃棄物対策指針に示される方法、10年後残余容量を処理可能量とする方法の2種類により算出した。

【南十勝廃棄物処理センターの処理可能量推計結果】

	残余容量	年間埋立量	処理可能量(2.7年)			
			災害廃棄物対策指針			稼働状況 反映
			低位	中位	高位	
重量(t)	-	1,218	329	658	1,315	-
容量(m ³)	35,424	1,124	303	607	1,214	24,184

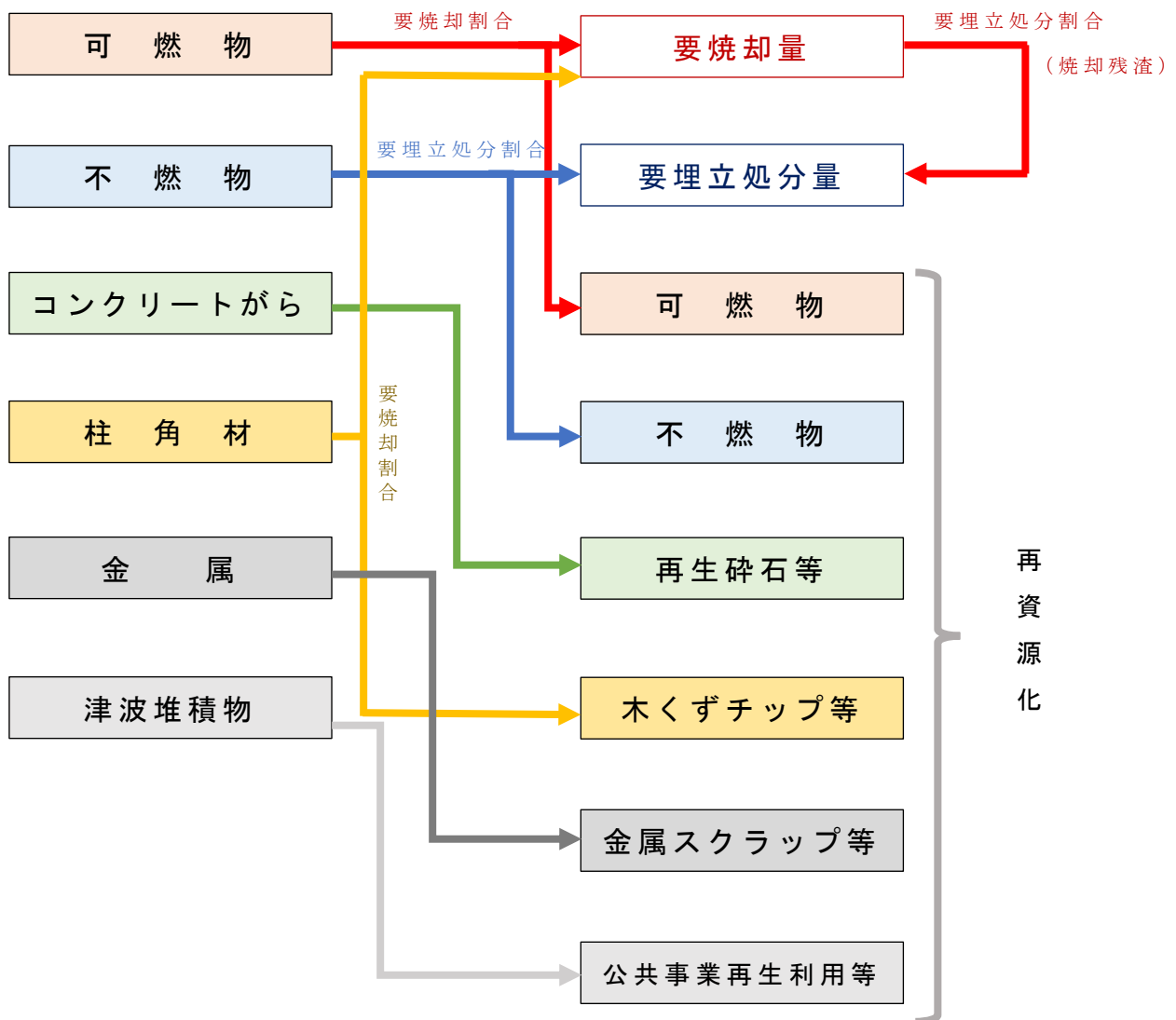
※年間埋立量：重量＝H28、容量＝H27の各実績による

第4項 災害廃棄物処理フロー

災害廃棄物処理フローを次に示す。

南十勝環境衛生センターは3町が共同処理しており、被災状況によっては南十勝環境衛生センターだけでは処理ができない可能性がある。

この場合、南十勝環境衛生センターの処理可能量を超えた災害廃棄物についても、速やかに一次仮置場への搬入を終了した上で、道への支援要請により他市町村に対し処理を依頼するほか、民間処理施設への処理協力依頼、又は、必要に応じて仮設焼却炉を設置することにより処理を完了するものである。



第5項 仮置場必要面積

(1) 推計方法

仮置場必要面積は、500年間隔地震における災害廃棄物発生量をもとに、災害廃棄物対策指針に基づき推計する。

【仮置場必要面積の推計方法】

仮置場必要面積	<p>仮置場必要面積 $= \text{集積量} / \text{見かけ比重} / \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$</p> <p>集積量 = 災害廃棄物の発生量 - 処理量</p> <p>処理量 = 災害廃棄物の発生量 / 処理期間</p>
見かけ比重	可燃物 0.4t/m ³ 不燃物 1.1t/m ³
積み上げ高さ	5 m
作業スペース割合	100%

※処理期間は3年とした。

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技18-2】P2

(平成26年3月作成・平成31年4月1日改定)

(2) 推計結果

本計画の対象災害における仮置場必要面積の推計結果は、次のとおりである。

	仮置量(t)		面積(m ²)		
	可燃物	不燃物	可燃物	不燃物	合計
500年間隔地震	2,445	9,781	2,445	3,557	6,002

第6項 避難所ごみ・生活ごみ、及びし尿処理

1 避難所ごみ・生活ごみの処理

(1) 推計方法

避難所ごみ発生量は、検討対象とする災害の避難者数をもとに災害廃棄物対策指針に基づき推計した。

なお、避難者数は「広尾町災害時備蓄計画」で想定されている数とした。

【避難所ごみ発生量の推計方法】

避難所ごみ発生量(t/日)	避難者数(人) × 発生原単位(g/人・日)
発生原単位	820g/人・日(平成30年度実績) ※事業系ごみを除く

(2) 推計結果

避難所のごみの発生量は次のとおり推計される。

【避難所ごみ発生量】

避難者数(人)	避難所ごみ発生量(kg/日)
1,300	1,066

2 し尿発生量及び仮設トイレ必要基数

(1) 推計方法

し尿発生量は、災害の避難者数をもとに災害廃棄物対策指針に基づき算出した。

また、仮設トイレ必要基数は、災害廃棄物対策指針及び避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府）に基づき算出した。

【仮設トイレ必要設置数の推計方法】

仮設トイレ必要設置数	仮設トイレ必要設置数 = 仮設トイレ必要人数 / 仮設トイレ設置目安 仮設トイレ設置目安 = 仮設トイレの容量 / し尿の1人1日平均排出量 / 収集計画
仮設トイレの平均的容量	400ℓ
し尿の1人1日平均排出量	1.7ℓ / 人・日
収集計画	3日に1回の収集

【仮設トイレ必要設置数の推計に使用する数値（人）】

避難者数	1,300人 ※避難所は一時に多くの人数を収容することから既存のトイレでは処理しきれないことや断水の恐れがあることを考慮して、避難所に避難する住民全員（＝避難者数）が仮設トイレを利用すると仮定する。
水洗化人口	5,347人（平成30年度末現在） ※断水等により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も仮設トイレを使用すると仮定する。

【仮設トイレ必要基数算出における設置目安】

仮設トイレ設置目安	出典
78人／基	災害廃棄物対策指針
50人／基	「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン (平成28年4月 内閣府)
20人／基	※災害発生当初は約50人／基、避難が長期化する場合は約20人／基を目安とするのが望ましいとされている。

(2) 推計結果

災害時の仮設トイレの必要基数は次のとおり推計される。

【し尿発生量及び仮設トイレ必要設置数の推計結果】

	避難者数・被災者数	し尿発生量 (ℓ／日)	仮設トイレ必要基数(基)		
			78人/基	50人/基	20人/基
避難所必要数	1,300	2,210	17	26	65
断水時必要数	5,347	9,090	69	107	267

(3) 災害時におけるし尿の収集運搬・処理

し尿の収集運搬・処理は、公衆衛生上の観点から、発災後速やかに対応する必要がある。

基本的には平時の体制で対応するが、収集運搬車両や仮設トイレ等の資機材が不足する場合は、北海道に支援要請するとともに、他市町村や民間事業者に協力を依頼する。

第4章 災害廃棄物の処理

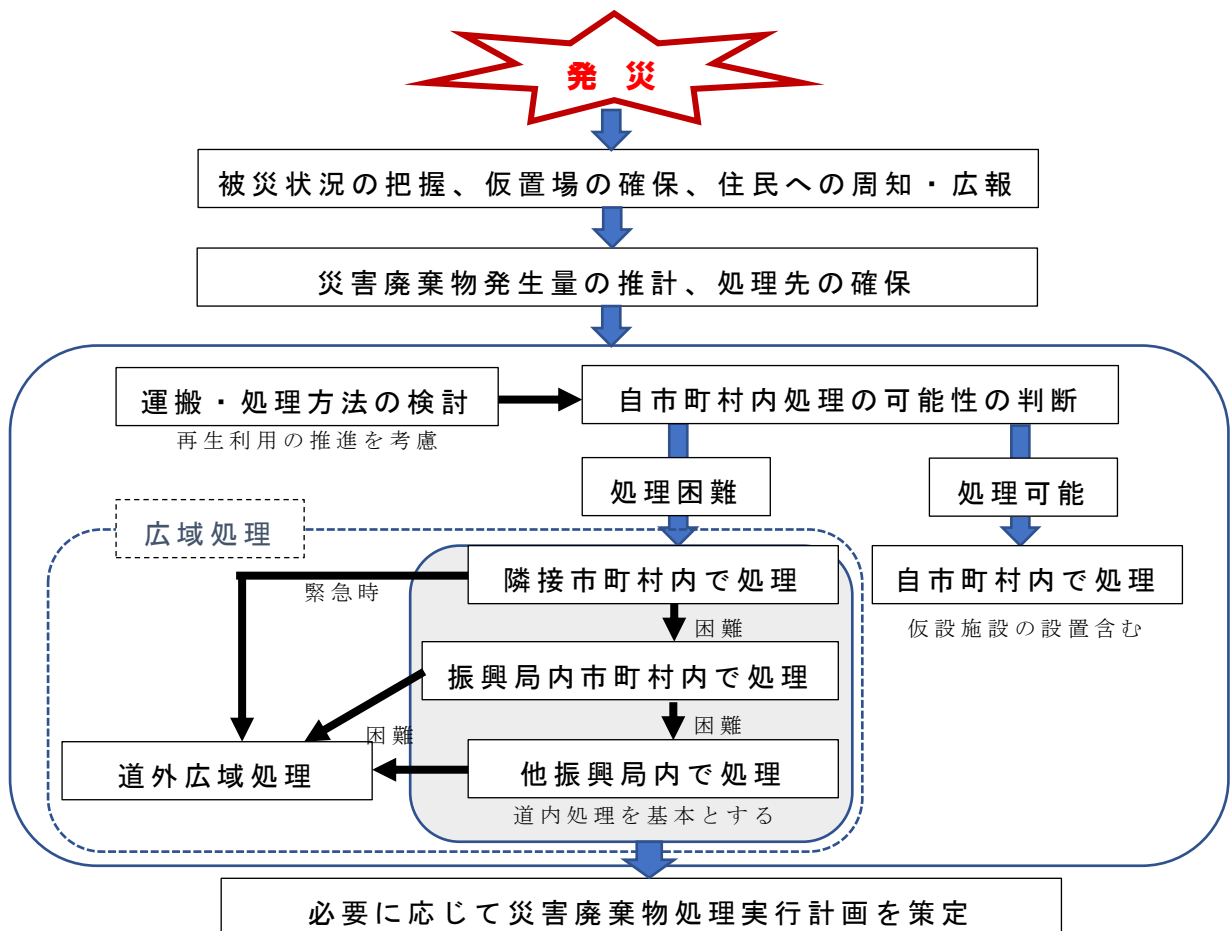
第1項 災害廃棄物処理実行計画の作成

発災後は、本計画をもとに、環境省が策定する処理指針を基本として、処理の基本方針、災害廃棄物の推計量、処理方法、スケジュール等を具体的に示した災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、適宜、作業の実施状況や災害廃棄物推計量などを見直し、改定しながらその結果を反映させていく。

大規模災害時は、処理指針をもとに発災から概ね1か月程度を目途に災害廃棄物処理実行計画を策定し必要に応じて改定する。

なお、広尾町が甚大な被害により地方自治法に基づく事務の委託等を行い、北海道が災害廃棄物処理を行う場合は、委託を受けた災害廃棄物の処理に係る災害廃棄物処理実行計画を北海道が策定する。

【災害廃棄物処理方法の検討の流れ】



出典：「北海道災害廃棄物処理計画（平成30年3月 北海道）」を一部修正

【災害廃棄物処理実行計画項目例】

広尾町災害廃棄物処理実行計画	
1 概要と方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理主体 ・ 処理期間 ・ 処理費用の財源
2 災害廃棄物推計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家屋から発生した災害廃棄物 ・ 事業所から発生した災害廃棄物 ・ 堆積物
3 災害廃棄物の組成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃物、不燃物の割合 ・ 有害廃棄物 ・ 処理困難物
4 処理フロー	
5 処理費用と財源	
6 収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集ルート ・ 収集頻度
7 仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次仮置場での分別 ・ 二次仮置場での分別 ・ 二次仮置き場の配置
8 中間処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理施設の余剰能力の把握 ・ 周辺市町村の廃棄物処理施設の処理能力 ・ リサイクル方法 ・ 道外の廃棄物処理施設 ・ 仮設焼却炉の必要性 ・ 処理施設の選択
9 最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理施設の余剰能力の把握 ・ 産業廃棄物処理施設の余剰能力 ・ 埋立予想量 ・ リサイクル方法 ・ 道内の産業廃棄物処理施設の把握 ・ 処理委託の選択
10 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約（収集運搬・仮置場運営・仮設処理） ・ 広域処理要請

第2項 処理スケジュール

災害廃棄物の目標処理期間は、災害の規模によって発災後に適切に設定する。大規模災害時には、発災から3年以内に処理を完了するよう努めるが、国の災害廃棄物処理指針、復旧・復興事業、処理の進捗等に応じて柔軟に対応する。

【大規模災害時の処理スケジュールの目安】

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安※
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間、災害廃棄物処理実行計画策定)	～3週間程度
応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3カ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3年程度

※ 時間の目安は災害規模や内容によって異なる

出典：災害廃棄物対策指針

なお、処理スケジュール例を次に示すが、災害発生後は、国や道との協議をもとに、災害廃棄物処理実行計画を作成し、その中で、被災規模、被災状況や災害廃棄物発生量など、被災実態に基づいた具体的な処理スケジュールが示されることになる。

【災害廃棄物の処理スケジュール例】

行動区分	項目	初動期 発災後 数日間	応急対応 (前半) 3週間程度	応急対応 (後半) 3か月程度	復旧・復興 3年間程度
災害廃棄物 処理実行 計画策定	職員安否確認	→			
	参集状況把握	→			
	災害対策本部衛生班設置	→			
	被災情報収集	→			
	災害廃棄物発生量推計		→		
	災害廃棄物処理実行計画策定		→		
	災害廃棄物処理実行計画改定			→	
収集運搬	被災状況確認	→			
	自衛隊、警察、各道路管理者等と協議		→		
	協定に基づく協力要請		→		
	生活ごみ収集			→	
	収集ルート・方法決定		→		
	委託契約		→		
	収集運搬の実施			→	
	避難所ごみの収集開始			→	
	広域処理体制整備		→		
	広域処理実施			→	
	議会議決又は専決			→	
仮置場	候補地選定	→			
	仕様書作成		→		
	設置・管理委託契約		→		
	1次・2次仮置場設置		→		
	運営・管理			→	
	住民用仮置場設置		→		
	随時住民用仮置場撤去			→	
	環境モニタリング実施				→
	土地の原状回復				→
	返却・閉鎖				→

行動区分	項目	初動期 発災後 数日間	応急対応 (前半) 3週間程度	応急対応 (後半) 3か月程度	復旧・復興 3年間程度
中間処理	処理施設被害状況確認	→			
	施設復旧作業	→			
	稼働再開	→			→
	処理可能量推計	→			
	広域処理体制整備	→			
	広域処理実施	→			→
	仮設処理施設の要否検討	→			
	仕様書作成	→	→		
	設置・運営委託契約		→		
	施設設置		→	→	
	処理			→	→
	解体撤去				→
	議会議決又は専決			→	
最終処分	施設被害状況確認	→			
	施設復旧作業	→			
	稼働再開	→			→
	埋立可能量推計	→			
	広域処理体制整備	→			
	広域処理実施	→			→
	産業廃棄物処理施設使用の検討	→	→		
	特例提出		→		
	処理実施		→	→	→
	議会議決又は専決			→	
し尿処理	被害状況確認	→			
	施設復旧作業	→			
	稼働再開	→			→
	し尿収集量・仮設トイレ基数推計	→			
	協定に基づく協力要請	→			
	仮設トイレ確保	→	→		
	収集実施	→	→	→	→
	返却				→

行動区分	項目	初動期 発災後 数日間	応急対応 (前半) 3週間程度	応急対応 (後半) 3か月程度	復旧・復興 3年間程度
その他	排出方法・排出場所周知	→	→		
	ボランティア確保	→	→		
	思い出の品の保管・管理		→	→	→
	事業計画書提出		→		
	処理状況記録		→	→	→
	補助金申請			→	→
	不法投棄パトロール		→	→	→
	記録写真撮影	→	→	→	→

第3項 初動期の業務

発災直後は特に混乱が予想されるため、発災後すぐに対応すべき事項として初動期の業務をまとめる。

1 共通事項

(1) 被害状況の確認

職員の安否や参集状況の把握、中間処理施設や最終処分場、収集運搬業者等の被害状況、及び処理施設までの搬入経路や上下水道の被害状況等を確認する。

(2) 各処理施設の復旧

中間処理施設、最終処分場、し尿処理施設等の一般廃棄物処理施設において、各施設に被害が生じた場合は、BCP等により復旧作業を開始する。

2 各行動区分の業務

(1) 収集運搬

- ・ 災害時における協定に基づき、収集運搬の協力を要請する。
- ・ 搬入経路上の障害物除去について関係機関と協議する。
- ・ 広域処理の必要性を検討する。

(2) 仮置場設置等

- ・ 住民用仮置場の候補地を選定し、関係部局や関係機関と協議して設置する。
- ・ 避難所で発生するごみを集積するため、避難所周辺に一時集積所を設置する。
- ・ 仮置場等の場所や分別方法の周知を行う。
- ・ 一次仮置場、二次仮置場の設置、管理に係る委託契約のための準備を行う。
- ・ 近隣町への協力の必要性を検討する。

(3) 中間処理

- ・ 処理可能量を推計する。
- ・ 仮設処理施設の設置、広域処理の必要性について検討する。

(4) 最終処分

- ・ 埋立可能量を推計する。
- ・ 産業廃棄物処理施設での処理、広域処理の必要性について検討する。

(5) し尿処理

- ・ 避難者数や断水状況を考慮して仮設トイレの必要基数を推計する。
- ・ 災害時における機器の調達に関する協定に基づき、仮設トイレの確保を要請する。
- ・ し尿の収集運搬委託業者等と、し尿収集体制を検討する。

第4項 収集運搬

災害廃棄物の収集運搬は、被災現場から仮置場を経由し処理処分先までの各移動過程で必要となる。収集運搬方法は、廃棄物の性状に応じて適切な車種（ダンプ、トラック、パッカー車等）を選択する必要がある。必要台数・作業人員の確保については、必要に応じて道に支援要請し、他市町村や民間事業者等の協力により収集運搬体制を確保する。

船舶については、一度に大量の輸送が可能であることから、災害の規模、処理処分先、運搬効率等を勘案して活用する。

第5項 仮置場

1 仮置場の目的

仮置場（集積所）は、被災した建物や発生した廃棄物を速やかに解体、撤去したのち、再資源化、焼却処理、最終処分のための施設に搬入するまで一時的に保管・集積し、必要に応じて受入先に合わせた中間処理（破碎選別等）を行う場所である。

2 仮置場の分類

仮置場を用途別に分類すると、一次仮置場、二次仮置場が挙げられるが、災害の規模や種類（地震、水害等）、被災の状況、確保できる敷地面積や立地条件に応じて、一次仮置場のみ、一次仮置場と二次仮置場の運用、又は、仮置場を設けずに処理施設へ直接搬入するなど、柔軟に対応する。

次ページ以降に、一次仮置場及び二次仮置場の設置内容を示す。

【一次仮置場の設置内容】

設置目的	<ul style="list-style-type: none"> ・被災家屋等から搬入される廃棄物の一時保管のため、被災状況に応じ設置する。 ・二次仮置場で破碎・選別等を行う前段階としての粗選別を行う。
設置・運営管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・広尾町 ※災害の規模により事務の委託等を行う場合は、道の場合もある。
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設への効率的な搬入や道路アクセス等を考慮する。 ・二次災害の恐れが少ない場所を考慮する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後、直ちに設置し、二次仮置場又は中間処理施設への搬入が完了するまでの2年程度を想定する。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後、速やかに設置する必要がある。特に水害の場合は水が引くと直ちに災害廃棄物が搬出されるため、迅速に設置する。 ・重機等の移動・作業スペース、消火・電源設備等について考慮。十分な容量を持つ場所とする。 ・分別指導従事者や管理業務従事者などを配置し、24時間の管理体制を整備する。 ・火災の防止のため、積み上げの高さを5m以下、一山当たりの設置面積を200㎡以下とする。また、延焼防止や消火活動のための堆積物間距離を開けて設計し、消火器を設置する。 ・原状復帰に当たり、危険物の除去などを十分考慮する。 ・二次仮置場が設置不要な場合は、中間処理施設（焼却施設等）や最終処分場への搬入前の破碎・選別や焼却処理（仮設焼却炉設置の場合）も行う場合がある。 ・住民やボランティアによる持ち込みへの対応として、設置場所や分別方法について、災害初動時に速やかに周知する。 ・分別表示を行うとともに、災害廃棄物の搬出作業が被災者やボランティアによる作業となるため、分別や排出方法を説明した資料を配布し、情報を共有する。 ・汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置として、設置場所の床面への仮舗装やシート等による養生及び排水溝、排水処理施設設備等の設置を検討する。 ・破碎施設やふるい選別施設を使用する場合は、防音壁や飛散防止ネットによる騒音・振動対策、消臭剤散布による悪臭対策、散水による粉じん対策を検討する。 ・衛生対策（殺虫剤、防臭剤）等を実施する。

【二次仮置場の設置内容】

設置目的	<ul style="list-style-type: none"> ・一次仮置場で粗選別等を行った廃棄物を搬入し、中間処理施設や最終処分場への搬入までの間、受け入れのための破碎・選別を行うために設置する。焼却処理（仮設焼却炉設置の場合）を行う場合もある。
設置・運営管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・広尾町 ※災害の規模が大きい場合には、複数の市町村で設置する場合や、事務の委託により道が設置する場合もある。
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設への効率的な搬入や近接性、道路アクセス等を考慮する。 ・二次災害の恐れが少ない場所を考慮する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後、一次仮置場の状況に応じて設置を検討し、廃棄物処理完了までの概ね3年間の利用を想定する。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・処理、処分先の受入基準に合わせるため、必要に応じて仮設処理施設を設置する場合がある。 ・重機等の移動・作業スペース、消火・電源設備等について考慮。十分な容量を持つ場所とする。 ・分別業務従事者や管理業務従事者などを配置し、24時間の管理体制を整備する。 ・火災の防止のため、積み上げの高さを5m以下、一山当たりの設置面積を200㎡以下とする。また、延焼防止や消火活動のための堆積物間距離を開けて設計し、消火器を設置する。 ・原状復帰に当たり、危険物の除去などを十分考慮する。 ・分別表示を行う。 ・汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置として、設置場所の床面への仮舗装やシート等による養生及び排水溝、排水処理施設設備等の設置を検討する。 ・冬季の積雪や凍結対策として、大型テントに重機等を持ちこみできる作業環境を確保する。

3 被災区域近隣の集積所

災害発生後は、一次仮置場の設置場所を決定し、速やかに住民周知を行った上で開設することが基本であるが、周辺住民・ボランティアによる廃棄物の搬出、高齢者・要介護者等の負担軽減や、水害時に水が引くと一斉に廃棄物が排出される場合など公衆衛生の確保を考慮し、被災状況に応じて、緊急的かつ短期間において、被災区域近隣の公園等を災害廃棄物の集積所として使用することも検討する。

4 仮置場の選定

仮置場は、平常時から候補地を選定しておき、災害発生後は、必要面積、交通アクセスや処理施設への運搬などを考慮し、町の関係部署との協議・調整のうえ、迅速に決定し設置する。

【仮置場候補地選定から決定・設置までの手順】

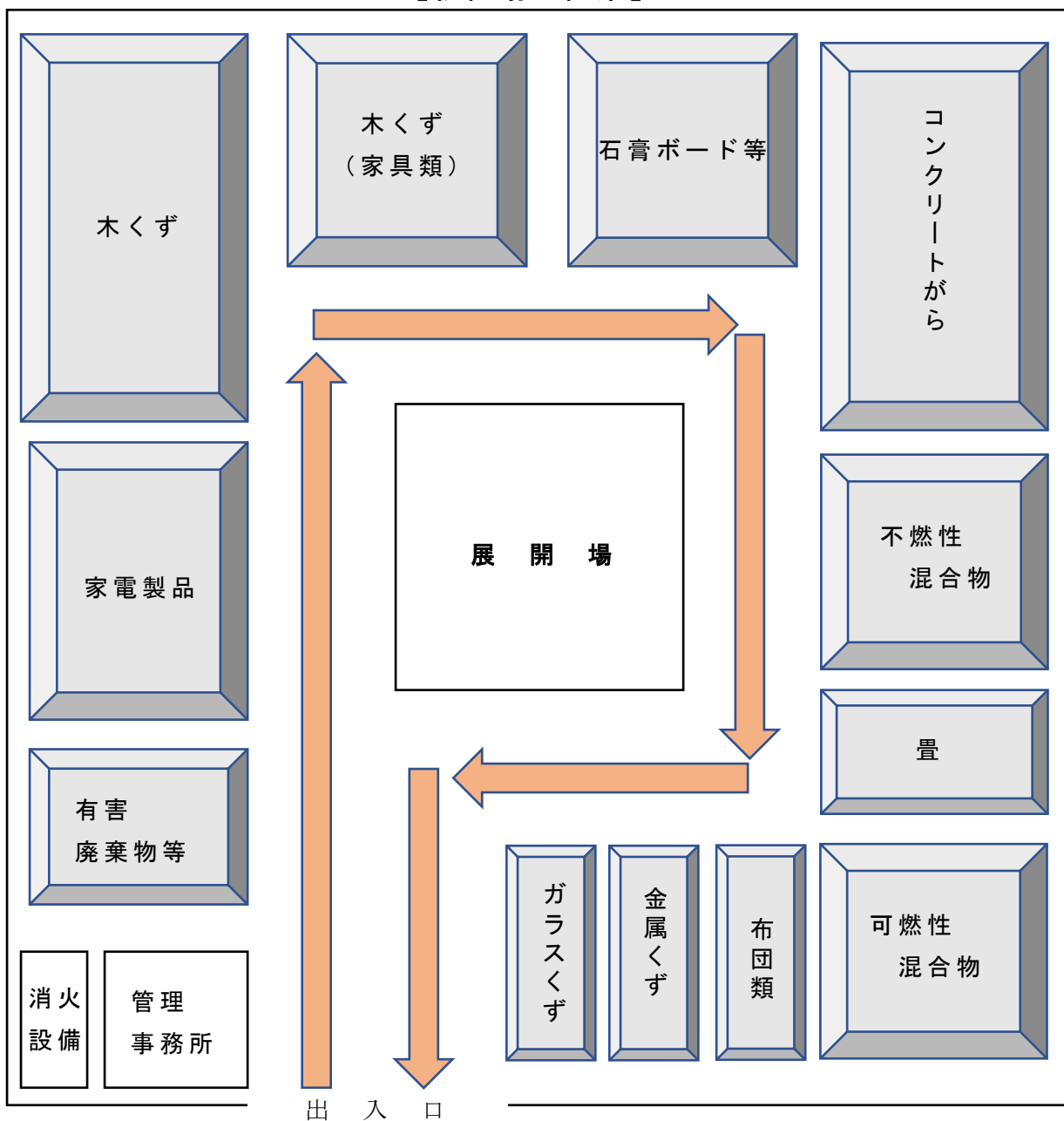
候補地選定／ 決定・設置	手 順	実施内容、及び考慮事項
平常時の仮置場候補地選定	候補地の抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律、条例等の諸条件によるスクリーニングの実施
	候補地の絞り込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公有地を基本に候補地を絞り込み ・ 公有地が確保できない場合は民有地も検討（未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地） ・ 原状回復への配慮 ・ 重機による選別等の作業、再資源化処理などに必要な仮設処理施設の設置に必要な面積を確保 ・ 一時保管又は処理、処分時の環境保全対策が行いやすい地形、地質、地盤、形状などの立地条件 ・ 現状の土地利用内容
	候補地の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境 ・ 騒音、粉じんなどの発生により近隣住民の生活環境が著しく悪化しないような十分な距離（病院、学校、水源等の位置に留意し近接を避ける） ・ 災害廃棄物の搬入・搬出や重機の通行が容易な道路条件 ・ 被災区域からの近接性 ・ 用地取得容易性 ・ 候補地の複数選定
災害発生後の仮置場決定・設置	決定・設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地確認、及び関係部署との協議・調整 ・ 被災実態をもとに諸条件を総合的に判断のうえ、事前候補地から仮置場を決定し配置計画を作成 ・ 設置した仮置場は、環境保全対策やモニタリング等を実施 ・ 仮置場設置に際し、3,000 m²以上の土地の改変を行う場合は、土壌汚染対策法に基づく届け出が必要

5 仮置場の配置

広尾町のごみ分別区分をもとに、廃棄物品目別の仮置場の配置案について一例を示す。なお、災害発生時には、本配置案を参考に、災害廃棄物の発生状況や受入れ先処理施設に合わせて品目を決定するとともに、選定した仮置場の用地に合わせて配置する必要がある。

また、仮置場は、運搬車両や重機の移動・作業スペースや仮設処理施設などの設置を考慮し、集積スペースの概ね2倍の面積を確保するとともに、火災発生を防ぐため、積み上げの高さを5メートル以下に留める必要がある。

【仮置場配置案】



第6項 分別・処理・再資源化

災害廃棄物は、可能な限り被災現場や仮置場で分別・選別を行い、再資源化を図ることを基本とする。主な災害廃棄物と再生資材としての利用用途は次のとおりである。

【再生資材の種類と利用用途等】

災害廃棄物	利用用途等
水害堆積物	土砂（建設資材等） ・盛土材（嵩上げ） ・農地基盤材など
コンクリートがら	再生砕石（建設資材等） ・防潮堤材料 ・道路路盤材など
金属系廃棄物 （金属くず）	金属くず ・精錬や金属回収による再資源化 ※自動車や家電等の大物金属くずは含まない。
柱角材	木質チップ類／バイオマス ・マテリアルリサイクル原料 ・サーマルリサイクル原料（燃料）等
混合廃棄物 （不燃物等）	・セメント原料 ※焼却後の灰や不燃物等は、セメント工場ではセメント原料として活用する

第7項 焼却処理

災害廃棄物のうち可燃物については、南十勝複合事務組合の中間処理施設で処理を行うが、計画期間内に処理を完了することが困難な場合は、北海道を通して他市町村への支援要請を行うほか、産業廃棄物処理業者の活用をはかり、処理体制を確保する。不足する場合は、災害廃棄物の発生量、処理期間、既存施設の処理能力等を考慮のうえ、適切な規模の仮設焼却炉の設置の検討について、北海道と協議を行う。

第 8 項 最終処分

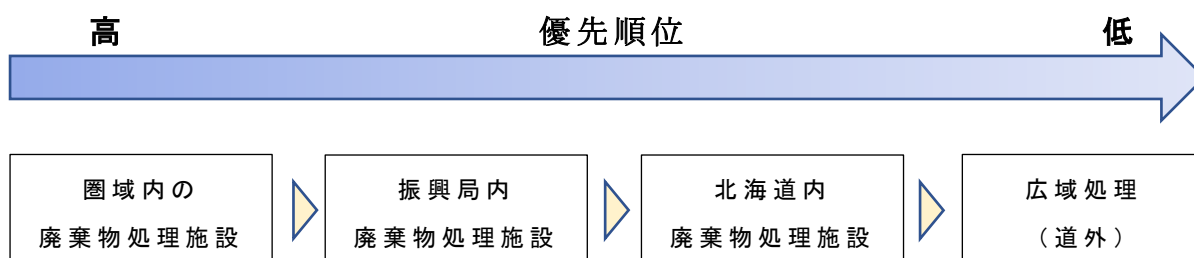
災害廃棄物のうち不燃物や再生利用不適物については、南十勝複合事務組合の最終処分場で埋立処分を行うが、計画期間内に埋立処分を完了することが困難な場合は、北海道を通して他市町村への支援要請を行うほか、産業廃棄物処理業者の活用をはかり、処理体制を確保する。

第 9 項 広域的な処理・処分

災害廃棄物発生量が処理可能量を上回る場合、処理先と優先順位を基本として、支援を要請し、処理体制の確保を図る。

また災害発生時には、南十勝複合事務組合構成町間の調整や協議も必要となることから、平常時から情報交換に努める。

【災害廃棄物の処理先と優先順位】



第 10 項 適正処理が困難な廃棄物等

1 有害性・危険性のある廃棄物

有害性・危険性のある廃棄物は、地震・水害等の災害により流出し、適切に回収・処理が実施されない場合、環境や人の健康への長期的な影響や復旧・復興の障害となるおそれがある。このため、災害発生時は次の表を参考として収集方法や処理方法を決定し、有害物質の飛散や危険物による火災等の事故を未然に防止するため、優先的に回収し保管または早期に処分を行う。回収・処理においては、専門業者に協力を要請する。

【有害・危険製品の収集処理方法】

区分	項目	収集方法	処理方法	
有害性 物質を 含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品 (家庭薬品ではないもの)	販売店、メーカーに回収 依頼／廃棄物処理許可者 に回収・修理依頼	中和、焼却	
	塗料、ペンキ		焼却	
	廃 電 池 類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池(ニカド電池)、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収 (箱)へ	破砕、選別、リサイクル
		ボタン	電池電器店等の回収(箱) へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破砕、選別、リサイクル(金属回収)
	廃蛍光灯	回収(リサイクル)を行っている事業者へ	破砕、選別、リサイクル(カレット、水銀回収)	
危険性 がある もの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル	
	有機溶剤(シンナー等)	販売店、メーカーに回収 依頼／廃棄物処理許可者 に回収・処理依頼	焼却	
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル	
	カセットボンベ・スプレー缶	中味を使い切ってから排出する場合は、穴をあけず資源ごみとして排出	破砕	
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物 処理許可者に依頼	破砕、選別、リサイクル	
感染性 廃棄物 (家庭)	使用済み注射器針、使い捨て注射器等	地域によって自治体で有害ごみとして収集。指定医療機関での回収(使用済み注射器針回収薬局等)	焼却・溶融、埋立	

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 24-15】P2 一部修正

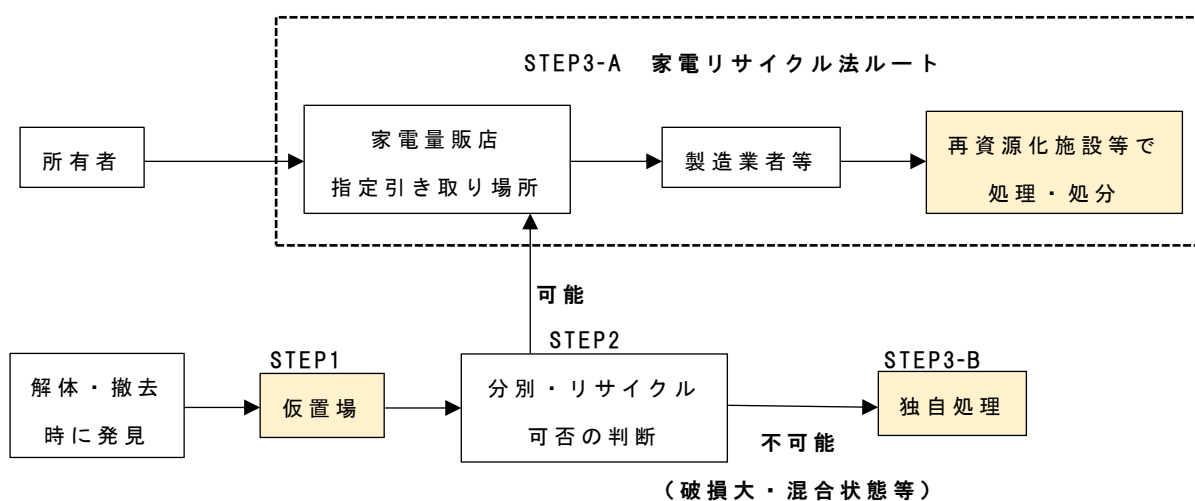
(平成 26 年 3 月作成・平成 31 年 4 月 1 日改定)

2 主な適正処理困難物

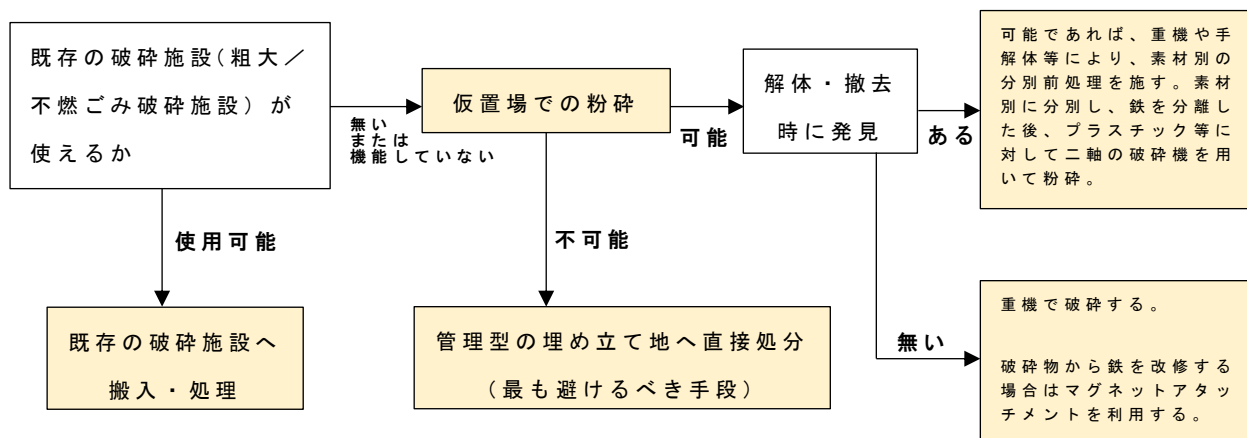
(1) 廃家電

廃家電のうち、家電リサイクル法対象品目、小型家電リサイクル法対象品目、その他のリサイクル可能な家電は、基本的には平常時と同じルートでリサイクルを行う。破損・腐食等によりリサイクルが困難な場合は、仮置場で破碎処理を行い、有価物の回収に努めながら処理処分する。

【家電リサイクル対象品目の処理フロー】



【リサイクルが見込めない場合の処理方法】



出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 24-6】 P2～P3

(平成 26 年 3 月作成・平成 31 年 4 月 1 日改定)

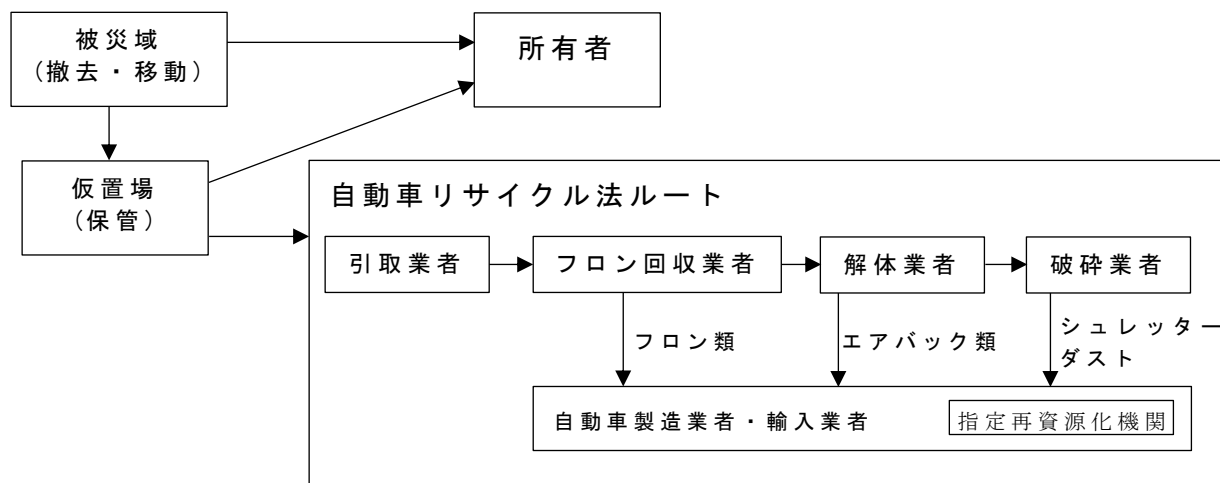
(2) 廃自動車

廃自動車は、基本的に大破した自動車も含め、自動車リサイクル法に基づいて処理を行う。

広尾町は、主に被災現場から仮置場までの撤去・移動、所有者の意思確認、所有者又は引取業者に引き渡すまでの保管を行う。所有者が不明の場合は、一定期間公示した後、引取業者に引き渡す。

被災自動車の状況を確認し、所有者の引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引き取り業者に引き渡す。処理フローを以下に示す。

【被災自動車の処理フロー】



出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 24-8】P1

(平成 26 年 3 月作成・平成 31 年 4 月 1 日改定)

【被災自動車の処理方法と留意点】

項 目	内 容												
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> 被災自動車の処分には、原則として所有者の意思確認が必要。 自動車リサイクル法に則るため、被災自動車を撤去・移動し、所有者もしくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）へ引き渡すまでの仮置場での保管が主たる業務となる。 												
被災自動車の状況確認と被災域による撤去・移動	<ul style="list-style-type: none"> 被災自動車の被災域からの引渡し先は、被災状況及び所有者の意思によって異なる。 被災車両は、レッカー車、キャリアカーにより仮置場まで輸送する。 冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入している可能性があるためエンジンをかけない。 電気系統のショートを防ぐためにバッテリーのマイナス端子を外す。 廃油、廃液が漏出している車は、専門業者に依頼して廃油・廃液を抜き取る。 電気自動車、ハイブリット車にはむやみに触らない。絶縁防具や保護具を着用して作業を行う。 												
所有者の照会	<ul style="list-style-type: none"> 被災自動車の所有者を調べるには、情報の内容により照会先が異なる。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">情報の内容</th> <th style="text-align: center;">照会先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">車両</td> <td style="text-align: center;">登録自動車</td> <td style="text-align: center;">国土交通省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ナンバー</td> <td style="text-align: center;">軽自動車</td> <td style="text-align: center;">軽自動車検査協会</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">車検証・車台番号</td> <td style="text-align: center;">陸運局</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 仮置場に搬入された被災自動車で、所有者が不明の場合は、一定期間公示し、所有権が市町村に帰属してから当該車両を引取業者に引き渡す。 	情報の内容		照会先	車両	登録自動車	国土交通省	ナンバー	軽自動車	軽自動車検査協会	車検証・車台番号		陸運局
情報の内容		照会先											
車両	登録自動車	国土交通省											
ナンバー	軽自動車	軽自動車検査協会											
車検証・車台番号		陸運局											
仮置場における保管	<ul style="list-style-type: none"> 使用済み自動車の保管の高さは、野外においては囲いから3m以内は高さ3mまで、その内側では高さ4.5mまでとする（ただし、構造耐力上安全なラックを設けて保管し、適切積み下ろしができる場合を除く）。大型自動車にあっては、高さ制限は同様であるが原則平積みとする。 津波堆積物等が車内に存在する場合は、堆積物の事前に除去が望ましい。 被災車両は、車台番号及びナンバープレート情報が判別できるものとできないものとに区分する。 												

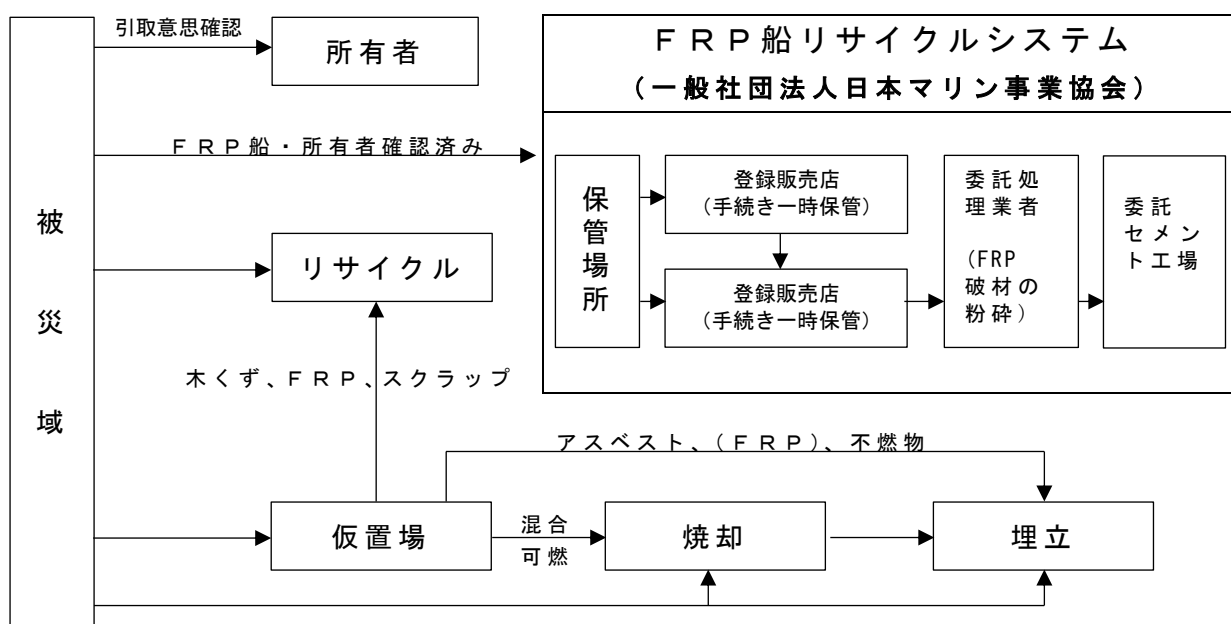
出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 24-8】P1～P2

（平成 26 年 3 月作成・平成 31 年 4 月 1 日改定）

(3) 廃船舶

広尾町では、発災時に廃船舶が発生することを考慮する必要がある。廃船舶については、所有者の特定、所有者の意思確認を行う必要がある。一次仮置場では、重機による粗破碎及び燃料タンクの取り外し後、破碎機による一時破碎・選別を行う。なお、FRP船についてはリサイクルシステムを活用した処理を基本とする。処理フローを以下に示すが、大型の船舶の場合、現場で解体作業を行うケースもある。

【廃船舶の処理フロー】



出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 24-10】P1
(平成 26 年 3 月作成・平成 31 年 4 月 1 日改定)

【被災船舶の処理方法と留意点】

項 目	内 容											
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動可能な船舶は、必要に応じ随時、仮置場等に移動して差し支えない。 ・ 外形上明らかに効用を失った被災船舶は処理可能とする。 ・ 被災船舶の処理は所有者が行うことが原則であるが、「災害その他の事柄により特に必要となった廃棄物の処理」として被災市町村が処理を行う場合は国庫補助対象となる。 											
被災船舶に対する所有者の意思確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶に表示された①船舶番号（小型船舶：検査済番号）、②信号符字、③漁船登録番号、④船名、⑤船籍港の情報を基に、関係窓口に所有者情報と被災船舶の取扱についての意思確認を行う。 											
船舶情報確認先	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">船舶の種類</th> <th style="text-align: center;">照会先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">漁船以外</td> <td style="text-align: center;">大型船舶（20t 以上）</td> <td style="text-align: center;">国土交通省海事局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小型船舶（20t 未満）</td> <td style="text-align: center;">日本船舶検査機構</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">漁船</td> <td style="text-align: center;">各都道府県の関係部署</td> </tr> </tbody> </table>	船舶の種類		照会先	漁船以外	大型船舶（20t 以上）	国土交通省海事局	小型船舶（20t 未満）	日本船舶検査機構	漁船		各都道府県の関係部署
船舶の種類		照会先										
漁船以外	大型船舶（20t 以上）	国土交通省海事局										
	小型船舶（20t 未満）	日本船舶検査機構										
漁船		各都道府県の関係部署										
所有者に対する確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災船舶の所在地 ・ 保険の加入の有無及び補償の協議状況 ・ 処理方法の選択（所有者が再使用又は処理、市町村又は県に委託） ・ 所有者が再使用又は処理する場合の時期・場所 ・ 市町村が処理する場合の船舶の抹消登録手続きについての周知 											
被災船舶の運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶の運搬については、船のサイズにより判断する。 ・ 大型船（～数百トンクラス）で岸壁に打ち上げられている場合、クレーン船等によって移動可能な場合もあるが、それ以外の場合（内陸地にあるもの、クレーンの能力より重量の大きい船）では、現場で運搬可能な大きさにしてから運搬する。 											
仮置場における被災船舶の解体処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃 FRP 船は、前述の「FRP 船リサイクルシステム」を利用する。 ・ 被災船舶を解体する前に、船内の残置物等及び船舶に付着した貝殻や海藻を除去し、廃棄物処理法により、適切に処理する。 ・ 固定の燃料タンクから燃料を抜く場合は、船体の向きを正してから吸引ポンプで作業を行う。 ・ 老朽船の場合、船内にアスベストや PCB 等有害物が使用されている可能性があるため、解体前にそれらの有無を確認し、発見された場合は、関係法令を遵守してその撤去作業を行う。石綿の使用部位や除去・取り外し作業の詳細については「船舶における適正なアスベストの取り扱いに関するマニュアル」（（財）日本船舶技術研究会）を参照する。 ・ 解体作業にあたっては、処理を安全に行うため、最初にエンジンや燃料タンクを除去する必要がある。 ・ 続いて重機を用いて船体を解体するが、資源として回収可能なものが多く含まれていることから、鉄、非鉄金属、木、FRP、混合可燃、不燃物等に分別し、それぞれのリサイクルルート、処理ルートに乗せる。 											

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 24-10】P1～P3 を一部改編

（平成 26 年 3 月作成・平成 31 年 4 月 1 日改定）

(4) 漁具・漁網

鉛付きの漁具・漁網は、処理処分の前処理として重機等による粗せん断及び細せん断（150mm 以下）を行う必要がある。その後、手作業にて鉛の除去、金属の回収を行い、その他は焼却処理管理型最終処分場への埋立処分を行う。鉛はロープに編みこまれている場合があるため、鉛とロープに分別するのに時間を要する。

これらの対応方針を以下に示す。

【漁具・漁網の対応方針】

廃棄物処理段階	対応方針
回収時	<ul style="list-style-type: none">・網がからまないように注意する
仮置場	<ul style="list-style-type: none">・鉛付きの漁網は、手作業にて取り除き、金属を回収する・浮子等の異物を可能な限り除去する・バックホウのカッター式アタッチメントにて粗せん断し、ギロチン式裁断機にて細せん断（150mm 以下）を実施する
運搬時	<ul style="list-style-type: none">・飛散や悪臭が発生しないよう、ドラム缶等に密閉し運搬する
処理処分	<ul style="list-style-type: none">・鉛なし漁具/漁網は、粗破碎したものを細かくせん断し焼却処理又は埋立処分する・鉛付き漁具/漁網は、手選別で鉛と網部分を選別し、鉛は金属回収する・その他は重機で粗切断後、作業員が小刀でロープと網を切り離して選別し、焼却処理あるいは管理型最終処分場にて埋立処分する・鉛が編み込まれている漁具/漁網に関しては管理型最終処分場に埋め立て処分する

(5) 水産廃棄物

広尾町では漁業と水産加工業が盛んなことから、発災時には魚介類や水産加工品などの腐敗性の高い廃棄物が発生する。

魚介類・水産加工品など腐敗性の高い廃棄物は、公衆衛生の確保のため、優先して対応を行う。腐敗は時間とともに進行し公衆衛生の確保が難しくなることから、必要に応じて消石灰等を散布し、腐敗の遅延対策を行うとともに、発生量や緊急性等を考慮して焼却処理等の処理方法を検討する必要がある。

【水産廃棄物の処理方法と留意点】

項 目	内 容						
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水産廃棄物には、魚体そのものあるいは水産加工品（容器包装されているもの）の主に2種類が挙げられる。 ・公衆衛生の確保を念頭におき、処理・処分を行う際には、まず腐敗物への対応を優先し、市中と往来から速やかに排除、もしくは腐敗を遅らせる措置（石灰散布など）をとる。 ・緊急度に応じて、し尿処理施設等への投入、焼却、環境水での洗浄、限定的な海洋投棄等の方法を、関連法令に留意し、衛生環境を確保しながら行う。 						
腐敗性のある廃棄物への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性のある水産廃棄物への対応（優先順位）は下表のようになる。 ・発生量が多く、腐敗が進むような場合は、緊急的な対応としては、【3】および【5】、【6】が現実的と考えられる。腐敗性のある廃棄物が付着した紙製容器の量が多い場合には、【7】も検討する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">最優先 Best</td> <td>【0】 利用可能な焼却施設や最終処分場まで輸送して処分する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">次善 Better</td> <td>【1】 腐敗物のみ：なるべく細かく砕いてし尿処理施設等（下水管が沈下して水が流れないので下水道投入は不可）に投入する。 【2】 汚れたがれき類等：海中や池で洗浄する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">緊急時 Emergency</td> <td>【3】 石灰（消石灰）を散布する。段ボールなどを下に敷いて水分を吸収させる。 【4】 ドラム缶等に密閉する。 【5】 海洋投棄する（漁網等に包んで外洋に置いておく）。 【6】 粘土質の土地、または底部をビニールシートで覆った穴に処分（一時保管）する。 【7】 市中から離れた場所で野焼きする。</td> </tr> </tbody> </table>	最優先 Best	【0】 利用可能な焼却施設や最終処分場まで輸送して処分する。	次善 Better	【1】 腐敗物のみ：なるべく細かく砕いてし尿処理施設等（下水管が沈下して水が流れないので下水道投入は不可）に投入する。 【2】 汚れたがれき類等：海中や池で洗浄する。	緊急時 Emergency	【3】 石灰（消石灰）を散布する。段ボールなどを下に敷いて水分を吸収させる。 【4】 ドラム缶等に密閉する。 【5】 海洋投棄する（漁網等に包んで外洋に置いておく）。 【6】 粘土質の土地、または底部をビニールシートで覆った穴に処分（一時保管）する。 【7】 市中から離れた場所で野焼きする。
最優先 Best	【0】 利用可能な焼却施設や最終処分場まで輸送して処分する。						
次善 Better	【1】 腐敗物のみ：なるべく細かく砕いてし尿処理施設等（下水管が沈下して水が流れないので下水道投入は不可）に投入する。 【2】 汚れたがれき類等：海中や池で洗浄する。						
緊急時 Emergency	【3】 石灰（消石灰）を散布する。段ボールなどを下に敷いて水分を吸収させる。 【4】 ドラム缶等に密閉する。 【5】 海洋投棄する（漁網等に包んで外洋に置いておく）。 【6】 粘土質の土地、または底部をビニールシートで覆った穴に処分（一時保管）する。 【7】 市中から離れた場所で野焼きする。						

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 24-11】P1～P2 を一部改編

（平成 26 年 3 月作成・平成 31 年 4 月 1 日改定）

第 1 1 項 思い出の品等

がれき撤去等で回収される思い出の品は、可能な限り集約して別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設ける。回収の際に土や泥が付着している場合は洗浄・乾燥し、発見場所や品目等の情報を整理して保管・管理する。また、閲覧・引渡しに当たっては、広報等で周知し、面会や郵送（本人確認が可能な場合）により引き渡しを行う。

貴重品については、遺失物法に基づき警察に引渡す。

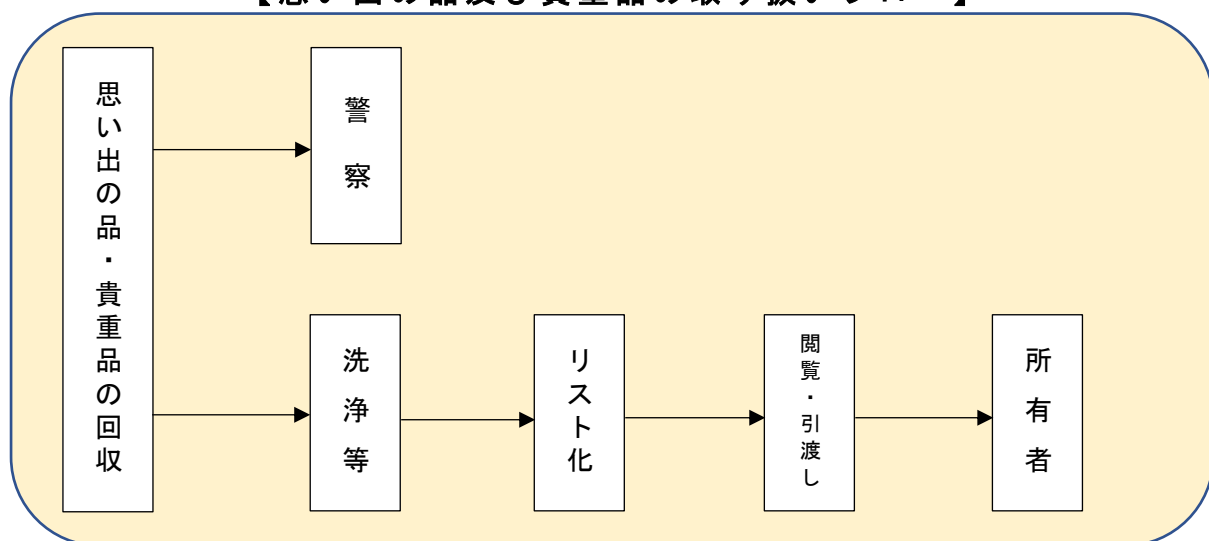
大規模災害時には、思い出の品等の回収や洗浄等について、ボランティアの協力を得ることを検討する。町外ボランティアの受け入れ、片付け時の思い出の品の回収等の活動要請を行う。

なお、思い出の品は災害の規模、種類等によって発生量が異なり、環境省においても推計方法が示されていないため、本検討では対応等について整理した。発災後は実情に合わせて対応する。

【思い出の品等の例】

思い出の品	写真、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、位牌、手帳、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、デジカメ等
貴重品	財布、通帳、印鑑、株券、金券、商品券、古銭、貴金属等

【思い出の品及び貴重品の取り扱いフロー】



第4編 地域特性として考慮すべき事項

第1章 地域特性からの想定

広尾町内の地域特性から想定される、災害廃棄物処理における課題と対応は以下のとおりである。発災後、速やかに対応できるよう、今後、関係者間で調整を行いながら、対策を進めるものとする。

第1項 廃棄物処理施設の処理可能量の不足

広尾町では、中間処理施設、最終処分を南十勝複合事務組合による広域処理で実施している。そのため、南十勝地方で発生する広域の被害では、構成市町村の災害廃棄物が一つの処理施設に殺到することが想定でき、処理可能量が不足するおそれがある。

このため、災害発生後は民間事業者や他の自治体との協力体制を構築して処理を行うよう努める。民間事業者との連携に当たっては、既存の協定の運用方法の検討、追加の協定締結の検討、民間事業者の廃棄物施設の余力の把握等に努める。他の自治体との連携に当たっては、北海道を通じた支援要請を行う。

第2項 廃棄物処理施設被害の可能性

広尾町では、中間処理施設が海溝型地震の多い太平洋に面しており、津波の被害の可能性がある。しかし、中間処理施設に浸水対策がなく、災害発生時に稼働できない可能性がある。

このため、北海道を通じて道内の他の自治体との協力体制を構築して処理を行う等の対策を進めるものとする。

第3項 災害時のアクセス道路の確保

広尾町には、広尾川、楽古川、野塚川、豊似川、美幌川、音調津川などが町内を流れている。これらの状況に加え、中間処理施設が楽古川、野塚川、豊似川の対岸にあるため、水害時・地震時において、橋梁や道路が寸断された場合、災害廃棄物の運搬・処理に大きく影響することが想定できる。

これらの状況を踏まえ、収集運搬や仮置場の検討を行う必要がある。

第4項 冬季対策

災害については、冬季に発生したり、廃棄物の処理が長期にわたり、冬季間においても処理を進める可能性がある。冬季には、積雪や凍結により災害廃棄物の処理が困難になる場合が想定される。このため、大型テントの設置や防雪シートの利用などの冬季対策を検討するとともに、それらを実行可能な体制づくり（民間事業者との情報共有や協定の締結等）を進める。また、冬季の収集運搬・処理のスピードの低下を考慮した災害廃棄物処理実行計画を策定する。

対 応	課 題
災害廃棄物運搬時	<ul style="list-style-type: none">・路面は日陰や橋梁部で凍結しやすく、自動車速度も低下するため、運搬効率低下を考慮するとともに、傾斜のある道路を回避するなど、路面状況に配慮した運搬のルートを検討する。・大雪、暴風雪時には渋滞の発生に伴う運搬時間増加が想定されるため、運搬ルートを考慮するとともに作業を中止することも検討する。
仮置場保管時	<ul style="list-style-type: none">・分別作業の発生する仮置場についてはテントの設置も検討する。可燃物の発酵等による火災発生のおそれもあるため、腐敗性廃棄物はシートで覆うなどを検討する。・ごみの飛散防止のため、防風・防鳥ネット等の対策を検討する。
広域的連携	<ul style="list-style-type: none">・他市町村との連携体制を強化するため、平時から情報共有等を図りながら体制構築を行う。